第３章　対象事業実施想定区域周辺の状況

対象事業を実施しようとする地域、その周辺の概況及び基礎的な環境特性を把握するにあたっては、対象事業実施想定区域を中心として、概ね 4km の範囲を基本とした（図 3-1 参照）。

ただし、統計資料等の既存資料のうち、市町村単位で公表されている数値については、広域各市を含めた地域を対象とし、可能な限り最新年（年度）のものを使用することとした。

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

N

S＝1:50,000

0 500 1000 2000m

出典：「国土地理院」電子地形図25000

図3-1　対象事業実施想定区域を中心とする半径4kmの範囲

（空白）

1　自然的状況

1.1　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1)　気象の状況

対象事業実施想定区域に近い地域気象観測所としては、奈良地方気象台（奈良市西紀寺町）があげられ、その距離は約４km である（図 3.1.1-1）。なお、奈良地方気象台では、気温、降水量、風向・風速などが観測されており、以下に、その概況を示す。

(1)　気温

過去 5 年間の月別平均気温は表 3.1.1-1 に示すとおりである。また、2019 年における月別平均気温の変化は図 3.1.1-2 に示すとおりである。

2019 年における月別平均気温は、最高が 8 月の 28.3℃、最低が 1 月の 4.7℃であり、年平均気温は 16.3℃となっている。

表 3.1.1-1　月別平均気温（奈良地方気象台）

年＼月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2015年	4.4	5.1	8.4	14.6	20.1	21.5	25.8	27.0	21.6	16.5	13.2	8.0	15.5
2016年	4.9	5.5	8.9	15.1	19.8	22.0	26.6	27.8	24.1	18.4	11.2	7.2	16.0
2017年	4.2	4.4	7.6)	14.4	20.2	21.8	28.1	28.0	22.9	17.3	10.8	5.3	15.4
2018年	3.5	4.0	10.3	15.8	19.3	22.8	28.8	28.7	23.1	18.0	12.6	7.8	16.2
2019年	4.7	6.3	9.2	13.5	19.8	22.8	25.7	28.3	25.6	19.3	12.2	7.7	16.3

注：表中の“ ）”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値を示す。

出典：気象庁ホームページ

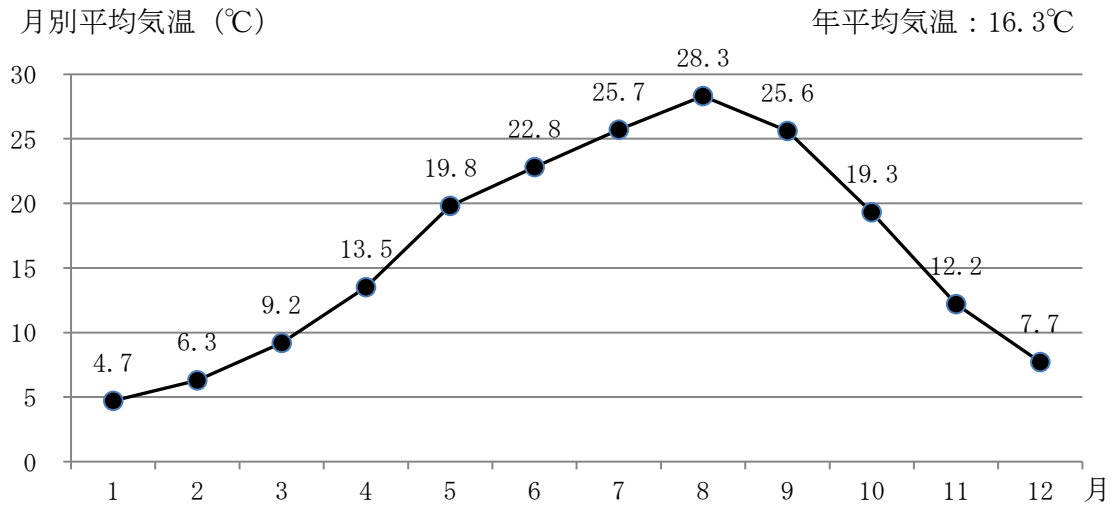

図 3.1.1-2　月別平均気温の変化（奈良地方気象台：2019 年）

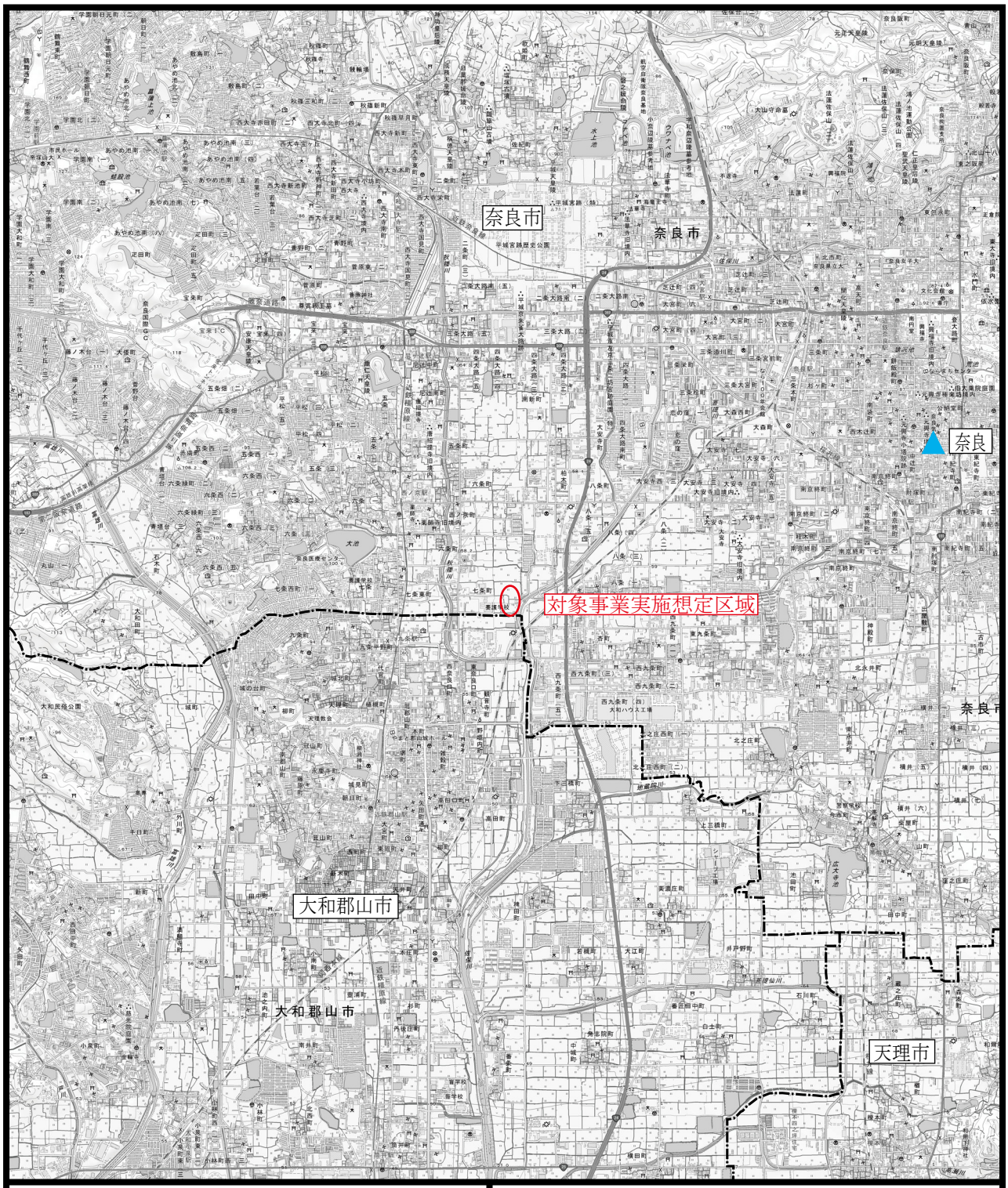

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

：地域気象観測所

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

出典：「国土地理院」電子地形図25000

図3.1.1-1　対象事業実施想定区域周辺における気象観測所の位置

(2) 降水量

過去 5 年間の月別降水量は表 3.1.1-2 に示すとおりである。また、2019 年における月別降水量の変化は図 3.1.1-3 に示すとおりである。

2019 年における月別降水量は、最大が 7 月の 301.0㎜、最低が 1 月の 27.0㎜ であり、年間降水量は 1482.5㎜ となっている。

表 3.1.1-2　月別降水量（奈良地方気象台）

単位：㎜

年＼月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間降水量
2015年	94.0	43.5	179.5	111.0	99.0	192.5	265.5	175.0	131.0	49.0	116.0	56.0	1512.0
2016年	71.5	88.5	82.0	142.5	119.5	242.0	99.0	143.5	256.5	54.0	83.5	111.0	1493.5
2017年	42.5	59.0	59.0)	85.0	80.0	112.0	57.0	126.0	145.0	443.0	52.0	30.5	1291.0
2018年	60.0	24.0	130.5	162.5	216.5	212.5	326.0	36.0	322.0	34.0	36.0	86.5	1646.5
2019年	27.0	51.0	83.0	76.0	88.0	144.0	301.0	298.0	35.5	279.0	30.0	70.0	1482.5

注：表中の“ ）”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値を示す。

出典：気象庁ホームページ

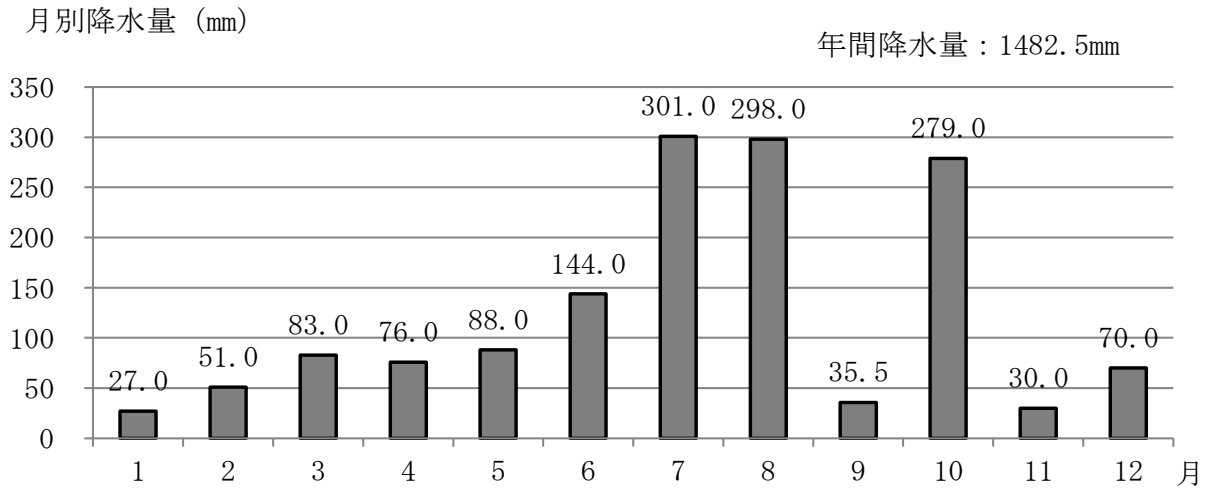

図 3.1.1-3　月別降水量の変化（奈良地方気象台：2019 年）

(3) 風向・風速

過去 5 年間の月別最多風向及び月別平均風速は、表 3.1.1-3 に示すとおりである。また、2019 年における風配図は、図 3.1.1-4 に示すとおりである。

2019 年における年間最多風向は北、平均風速は 2.1m/s となっている。

表 3.1.1-3　月別最多風向及び月別平均風速（奈良地方気象台）

月／年	1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向
2015年	1.6	南	1.6	北北西	1.6	北北西	1.6	北北西	1.3	北北東	1.3	北
2016年	1.6	南	1.6	北北西	1.4	北北西	1.5	北北東	1.4	北東	1.3	北北東
2017年	1.5	北北西	1.5	北北西	2.1)	北)	2.2	西南西	2.0	西南西	2.0	北
2018年	2.3	西南西	2.2	西南西	2.3	北北西	2.1	西南西	2.2	西南西	2.2	北
2019年	2.0	北北西	2.0	北北西	2.2	北北西	2.5	北	2.1	東	2.1	北北東

月／年	7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向
2015年	1.4	北	1.1	北	1.1	北	1.1	北北西	1.1	北	1.4	北	1.4	北
2016年	1.1	北北東	1.2	北北東	1.1	北北東	1.1	北	1.0	北	1.3	北北西	1.3	北
2017年	2.0	西南西	2.3	北	2.0	北	2.2	北	1.7	東南東	2.2	西	2.0	北)
2018年	2.1	東	2.5	東	2.0	北	1.9	北	1.5	北	2.0	北北西	2.1	北
2019年	1.9	北	2.5	東)	2.3	東南東	2.1	北	1.6)	北北西)	1.6	北北西)	2.1	北)

注：月別平均風速の単位は、m/sである。
表中の“ ）”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う（準正常値）ことを示す。

出典：気象庁ホームページ

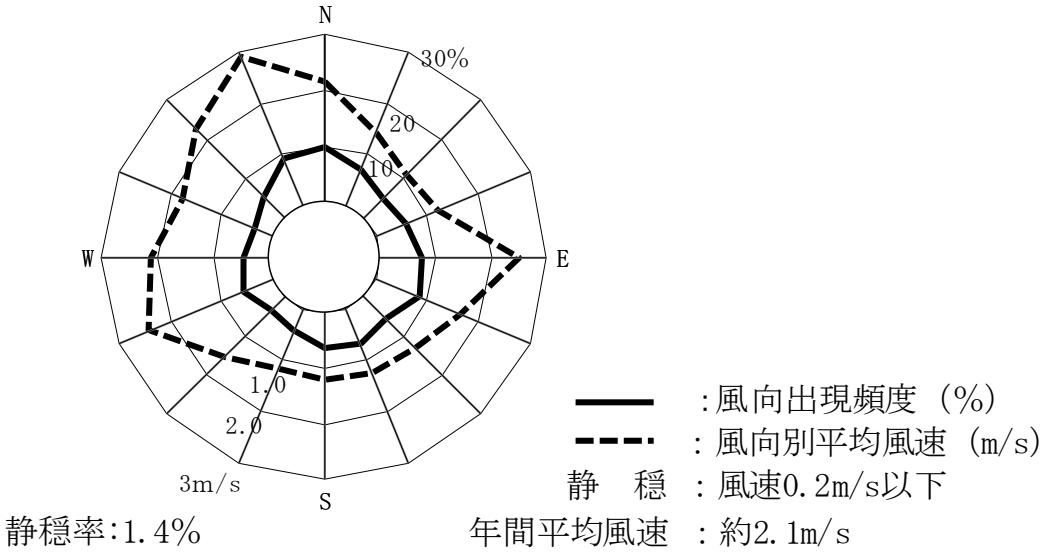

図 3.1.1-4　風配図（奈良地方気象台：2019 年）

2) 大気質の状況

(1) 大気環境の状況

対象事業実施想定区域に近い一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）としては、西部局、朱雀局及び飛鳥局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）としては、柏木局があげられる。

また、対象事業実施想定区域に近い降下ばいじんの測定は、西部局及び春日公民館、ダイオキシン類及び水銀の測定は西部局及び春日中学校で実施されている。

各測定局における測定項目は表 3.1.1-4 に、対象事業実施想定区域とそれぞれの測定局及び調査地点の位置関係は図 3.1.1-5 に示すとおりである。

表 3.1.1-4　各測定局等における測定項目

測定局＼測定項目		二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	管理主体	対象事業実施想定区域からの距離（km）
一般局	西部局	○	○	○	○	○	○	奈良市	6.0
	朱雀局	－	○	○	－	－	－		5.9
	飛鳥局	－	○	○	－	－	－		4.0
自排局	柏木局	－	○	○	－	－	－		1.2

注：対象事業実施想定区域からの距離及び測定項目により測定局を選定した。測定している項目は○、測定していない項目はーを記載した。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

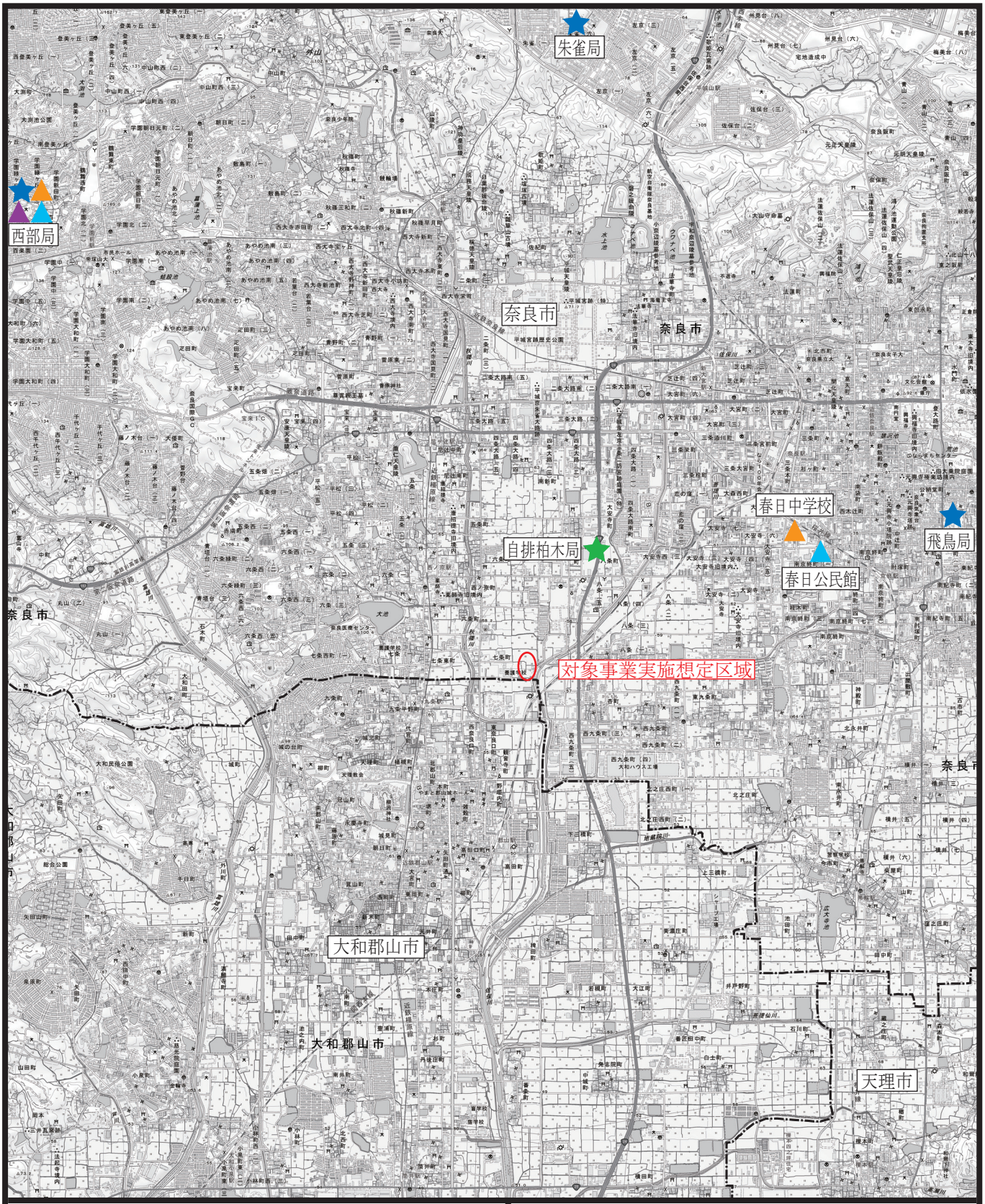

凡例

- ：対象事業実施想定区域
- ：市界
- ：一般局
- ：自排局
- ：ダイオキシン類・水銀測定地点
- ：PM2.5測定地点
- ：降下ばいじん測定地点

出典：「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.1.1-5　対象事業実施想定区域周辺における一般局・自排局等の位置

一般局及び自排局における二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、一酸化炭素（CO）及び光化学オキシダント（O_X）の測定結果は、表 3.1.1-5 に示すとおりである。

いずれの測定局についても、SO_2、NO_2、SPM、PM2.5 及び CO については、環境基準を達成しているが、O_Xについては、環境基準は非達成の状態となっている。

表 3.1.1-5（1/6）　二酸化硫黄（SO_2）の状況

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況[注]	環境基準
		日	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	○・×	
平成30年度	西部局	364	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-5（2/6）　二酸化窒素（NO_2）の状況

年度	測定局	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況[注]	環境基準
		時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	○・×	
平成30年度	西部局	8,637	0.008	0	0.0	0	0.0	0.059	0.018	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	朱雀局	8,644	0.008	0	0.0	0	0.0	0.053	0.018	○	
	飛鳥局	8,710	0.008	0	0.0	0	0.0	0.058	0.020	○	
	柏木局	8,640	0.013	0	0.0	0	0.0	0.057	0.024	○	

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-5（3/6）　浮遊粒子状物質（SPM）の状況

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況[注]	環境基準
		日	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×・無○	○・×	
平成30年度	西部局	364	0.013	0	0.0	0	0.0	0.087	0.035	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
	朱雀局	347	0.015	0	0.0	0	0.0	0.068	0.035	○	○	
	飛鳥局	360	0.016	0	0.0	0	0.0	0.147	0.037	○	○	
	柏木局	364	0.013	0	0.0	0	0.0	0.153	0.033	○	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-5 (4/6)　微小粒子状物質（PM2.5）の状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況[注]	環境基準
		時間	μg/m³	日	%	μg/m³	μg/m³	○・×	
平成30年度	西部局	361	9.9	0	0.0	31.8	24.6	○	年平均値15μg/m³以下、かつ、日平均値の98%値35μg/m³以下

注：年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の98%値が35μg/m³以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-5 (5/6)　一酸化炭素（CO）の状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	達成状況[注]	環境基準
		日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日	○・×	
平成30年度	西部局	365	8731	0.2	0	0.0	0	0.0	0.9	0.4	○	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

注：日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が10ppmを越えたが2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-5 (6/6)　光化学オキシダント（O_X）の状況（一般局）

年度	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	達成状況[注]	環境基準
		日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm	○・×	
平成30年度	西部局	365	5,429	84	499	1	1	0.129	0.036	×	1時間値が0.06ppm以下であること。

注：1時間値が0.06ppm以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（短期的評価）。昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

降下ばいじん、ダイオキシン類及び水銀の測定結果は表 3.1.1-6 に示すとおりである。

いずれの調査地点についても、降下ばいじん、ダイオキシン類及び水銀の参考値、環境基準及び指針値を達成している。

表 3.1.1-6（1/3）　降下ばいじんの測定結果

単位：$t/km^2/月$

年度	調査地点	最大値	最小値	平均値	参考値
平成30年度	西部局	2.1	0.6	1.2	20
	春日公民館	2.0	0.3	0.9	

参考値：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月建設省都市局都市計画課監修)において示された参考値。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-6（2/3）　ダイオキシン類の測定結果

単位：$pg\text{-}TEQ/m^3$

年度	調査地点	年平均値	環境基準
平成30年度	西部局	0.0083	0.6
	春日中学校	0.0099	

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.1-6（3/3）　水銀の測定結果

単位：ng/m^3

年度	調査地点	年平均値	指針値
平成30年度	西部局	1.7	40
	春日中学校	1.7	

指針値：今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第７次答申：平成15年７月31日）中央環境審議会において示された値。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

(2)　公害苦情の状況

平成 30 年度の大気汚染に係る公害苦情件数は、「奈良県の環境」(奈良県の環境情報サイト　エコなら）によれば、奈良県全体で 102 件となっており、苦情発生原因は主として、焼却（野焼き）となっている。なお、対象事業実施想定区域が位置する奈良市では、「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）によると、3 件となっている。

（空白）

3) 騒音の状況

(1) 環境騒音

対象事業実施想定区域周辺において、平成 30 年度に実施された環境騒音の測定結果は、表 3.1.1-7 に示すとおりである。

いずれの測定地点についても、昼間の環境基準を達成していた。一方、夜間については、新町 741-1 を除いて環境基準を達成していた。(測定地点は図 3.1.1-6 参照)

表 3.1.1-7　環境騒音の測定結果

単位：dB

地点番号	測定地点	測定値		環境基準類型	環境基準		環境基準適否	
		昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
①	奈良市六条二丁目	41	38	A	55	45	○	○
②	奈良市南京終町五丁目	45	40	C	60	50	○	○
③	奈良市西九条町二丁目	43	36	B	55	45	○	○
④	奈良市四条大路三丁目	41	39	A	55	45	○	○
⑤	奈良市法蓮町	44	37	A	55	45	○	○
⑥	奈良市南永井町	42	35	B	55	45	○	○
⑦	奈良市南紀寺町二丁目	45	36	A	55	45	○	○
⑧	奈良市あやめ池南三丁目	42	33	B	55	45	○	○
⑨	奈良市西大寺南町	51	45	C	60	50	○	○
⑩	奈良市奈良阪町	43	38	B	55	45	○	○
⑪	奈良市芝辻町四丁目	49	42	C	60	50	○	○
⑫	大和郡山市北郡山町132-1	46	43	C	60	50	○	○
⑬	大和郡山市北郡山町528-47	42	35	B	55	45	○	○
⑭	大和郡山市柳四丁目	42	37	C	60	50	○	○
⑮	大和郡山市新町741-1	49	47	B	55	45	○	×
⑯	大和郡山市小泉町1678-1	48	38	A	55	45	○	○
⑰	大和郡山市小泉町東二丁目3-3	56	45	C	60	50	○	○

注：1) 評価は、等価騒音レベル（L_{Aeq}）である。

2) 昼間は午前６時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時を示す。

3) 環境基準の類型はp.3-121参照

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

「平成30年度　環境調査報告書」（令和元年12月大和郡山市）

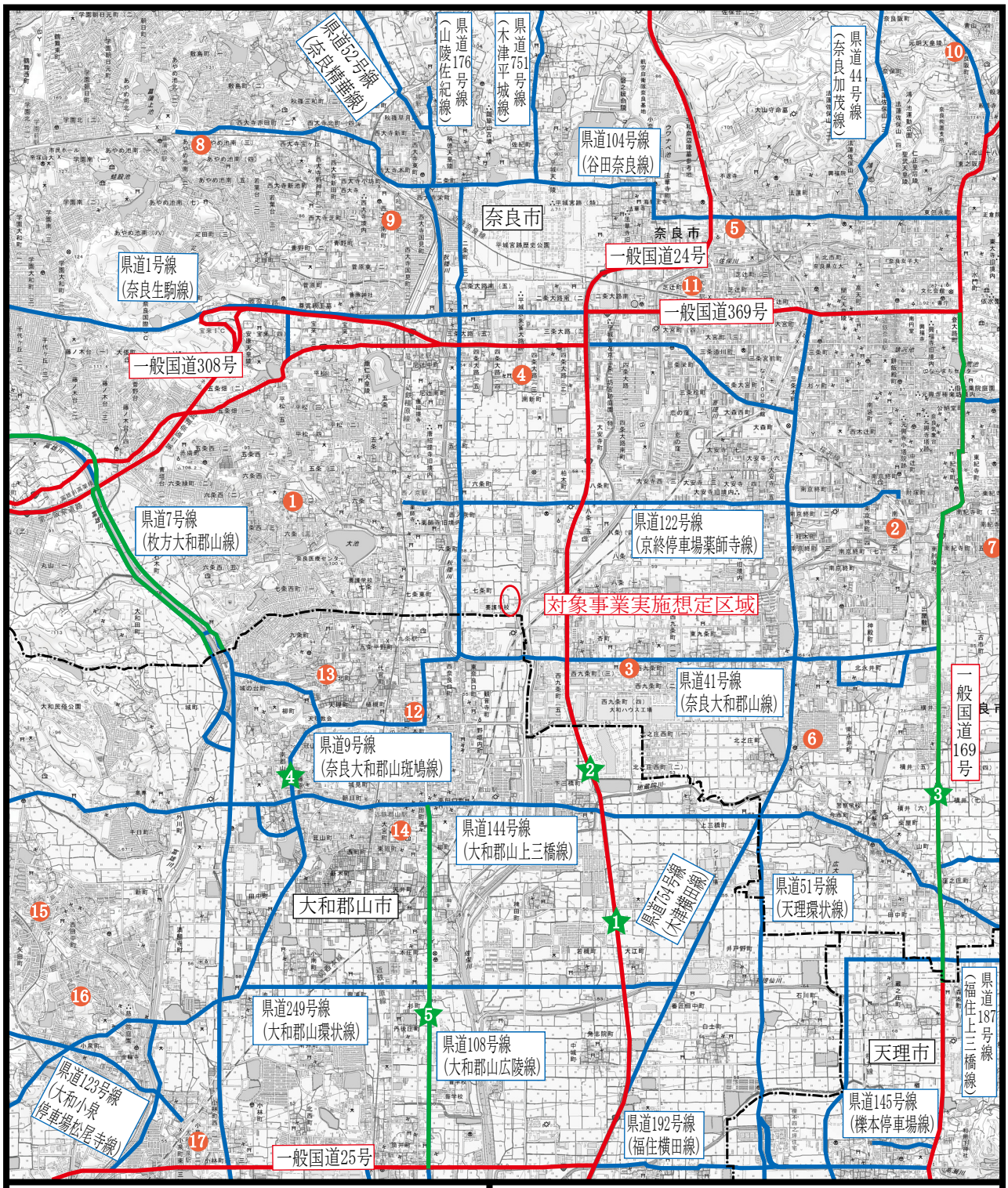

凡例

- ：対象事業実施想定区域
- ：市界
- ：環境騒音測定地点
  （表3. 1. 1-7の番号を示す。）
- ：自動車騒音測定地点
  （表3. 1. 1-8の番号を示す。）
- ：自動車騒音面的評価区間
- ：国道
- ：県道

出典：「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3. 1. 1-6
対象事業実施想定区域周辺における
騒音測定地点及び自動車騒音面的評価区間

(2) 自動車騒音

対象事業実施想定区域周辺において、平成 30 年度に実施された自動車騒音の測定結果は、

表 3.1.1-8 に示すとおりであり、一般国道 24 号における測定地点については、環境基準は非達成であったが、要請限度は達成していた。また、その他の測定地点については、環境基準及び要請限度を達成していた。(測定地点は図 3.1.1-6 参照)

なお、幹線道路における自動車騒音の測定結果は、表 3.1.1-9 に示すとおりである（評価区間は図 3.1.1-6 参照)。評価対象住居等の 36.8～100.0%の割合で環境基準値以下であった。

表 3.1.1-8　自動車騒音の測定結果

単位：dB

道路名	地点番号	測定地点	測定値		環境基準類型	環境基準		環境基準適否		要請限度区域	要請限度		要請限度適否	
			昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道24号	①	大和郡山市美濃庄町	72	69	－ 3)	70	65	×	×	b	75	70	○	○
	②	大和郡山市下三橋町	72	69	－ 3)	70	65	×	×	b	75	70	○	○
一般国道169号	③	奈良市横井五丁目	68	65	－ 3)	70	65	○	○	b	75	70	○	○
奈良大和郡山斑鳩線	④	大和郡山市藤原町	66	60	B	70	65	○	○	b	75	70	○	○
大和郡山広陵線	⑤	大和郡山市丹後庄町	70	64	－ 3)	70	65	○	○	b	75	70	○	○

注：1) 評価は、等価騒音レベル（L_{Aeq}）である。

2) 昼間は午前６時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時を示す。

3) 市街化調整区域のため、“ －”とする。

4) 環境基準値については、類型の指定に関わらず、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値となる。

5) 要請限度の区域はp.3-127参照。

出典：「自動車騒音の常時監視結果」（令和元年　国立研究開発法人国立環境研究所）
「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）
「平成30年度　環境調査報告書」（令和元年12月大和郡山市）

表 3.1.1-9　自動車騒音の測定結果（幹線道路の面的評価結果）

路線名	評価区間		評価区間延長	評価対象住居等	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
	始点	終点	km	戸数	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
一般国道169号	奈良市登大路町	奈良市高畑町	0.8	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	奈良市高畑町	奈良市紀寺町	0.5	94	94	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	奈良市紀寺町	奈良市南肘塚町	0.7	173	171	98.8	2	1.2	0	0.0	0	0.0
	奈良市南肘塚町	奈良市窪之庄町	4.0	391	390	99.7	0	0.0	0	0.0	1	0.3
枚方大和郡山線	奈良市中町	奈良市中町	0.9	22	9	40.9	0	0.0	0	0.0	13	59.1
	奈良市中町	奈良市石木町	2.0	38	14	36.8	0	0.0	0	0.0	24	63.2
大和郡山広陵線	大和郡山市新紺屋町	大和郡山市筒井町	3.1	326	326	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

注：平成30年度に測定し、評価したものを記載した。

出典：「自動車騒音の常時監視結果」（令和元年　国立研究開発法人国立環境研究所）

(3) 公害苦情の状況

平成 30 年度の騒音に係る公害苦情件数は、「奈良県の環境」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）によれば、奈良県全体で 74 件となっており、苦情発生原因は主として、工事・建設作業、次いで産業用機械作動となっている。

なお、対象事業実施想定区域が位置する奈良市では、「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）によると、23 件となっている。

4) 振動の状況

(1) 道路交通振動

対象事業実施想定区域周辺において、道路交通振動の測定は行われていない。

(2) 公害苦情の状況

平成 30 年度の振動に係る公害苦情件数は、「奈良県の環境」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）によれば、奈良県全体で 1 件となっている。

なお、対象事業実施想定区域が位置する奈良市では、「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）によると、0 件となっている。

5) その他の状況

(1) 悪臭の状況

奈良市及び大和郡山市では、対象事業実施想定区域を含む市全域が、「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質による規制地域に指定されており、都市計画法に基づく用途地域ごとに規制基準が定められている。

なお、対象事業実施想定区域周辺では、悪臭の測定は行われていない。

(2) 悪臭の公害苦情の状況

平成 30 年度の悪臭に係る公害苦情件数は、「奈良県の環境」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）によれば、奈良県全体で 83 件となっており、苦情発生原因は主として、家庭生活（その他）となっている。

なお、対象事業実施想定区域が位置する奈良市では、「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）によると、17 件となっている。

1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象の状況

対象事業実施想定区域周辺の河川・湖沼・湿地等の分布状況は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の東側には大和川水系の一級河川である佐保川が、西側には富雄川及び秋篠川が流れている。佐保川には秋篠川をはじめ多くの支川が合流しており、対象事業実施想定区域から約 9km 流下し、大和川に接続している。湖沼としては、対象事業実施想定区域の西側に大池があり、そのほかにも、対象事業実施想定区域周辺には大小のため池が分布している。

また、佐保川（番条）における流況を表 3.1.2-1 に示す。

表 3.1.2-1　流況調査結果（2010 年 1 月から 12 月）

単位：m^3/s

項目	観測所名
	番条
豊水流量	2.50
平水流量	1.43
低水流量	1.09
渇水流量	0.83

注：2010年以降のデータは欠測のため、2010年のデータを示す。

出典：「水文水質データベース」（国土交通省）

2) 水質の状況

(1) 水質の状況

対象事業実施想定区域の周辺を流れる河川においては、奈良県、奈良市及び大和郡山市により、水質測定が実施されており、環境基準の類型は佐保川（三条高橋から大和川合流地点まで）、秋篠川、菩提川及び富雄川（芝から大和川合流地点まで）でＣ類型（環境基準の類型は p.3-140 参照）に指定されている。

なお、対象事業実施想定区域との位置関係は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

各測定地点における平成 30 年度の測定結果のうち、生活環境の保全に関する環境基準項目（以下「生活環境項目」という。）については表 3.1.2-2 に、人の健康の保護に関する環境基準項目（以下「健康項目」という。）及び全窒素・全燐については表 3.1.2-3 に示すとおりであり、pH については、最大値が環境基準を超えている地点もみられたが、その他の項目では全地点で環境基準を達成していた。

また、ダイオキシン類については、佐保川（打合橋）で測定されており、表 3.1.2-4 に示すとおり、環境基準を下回る結果となっている。

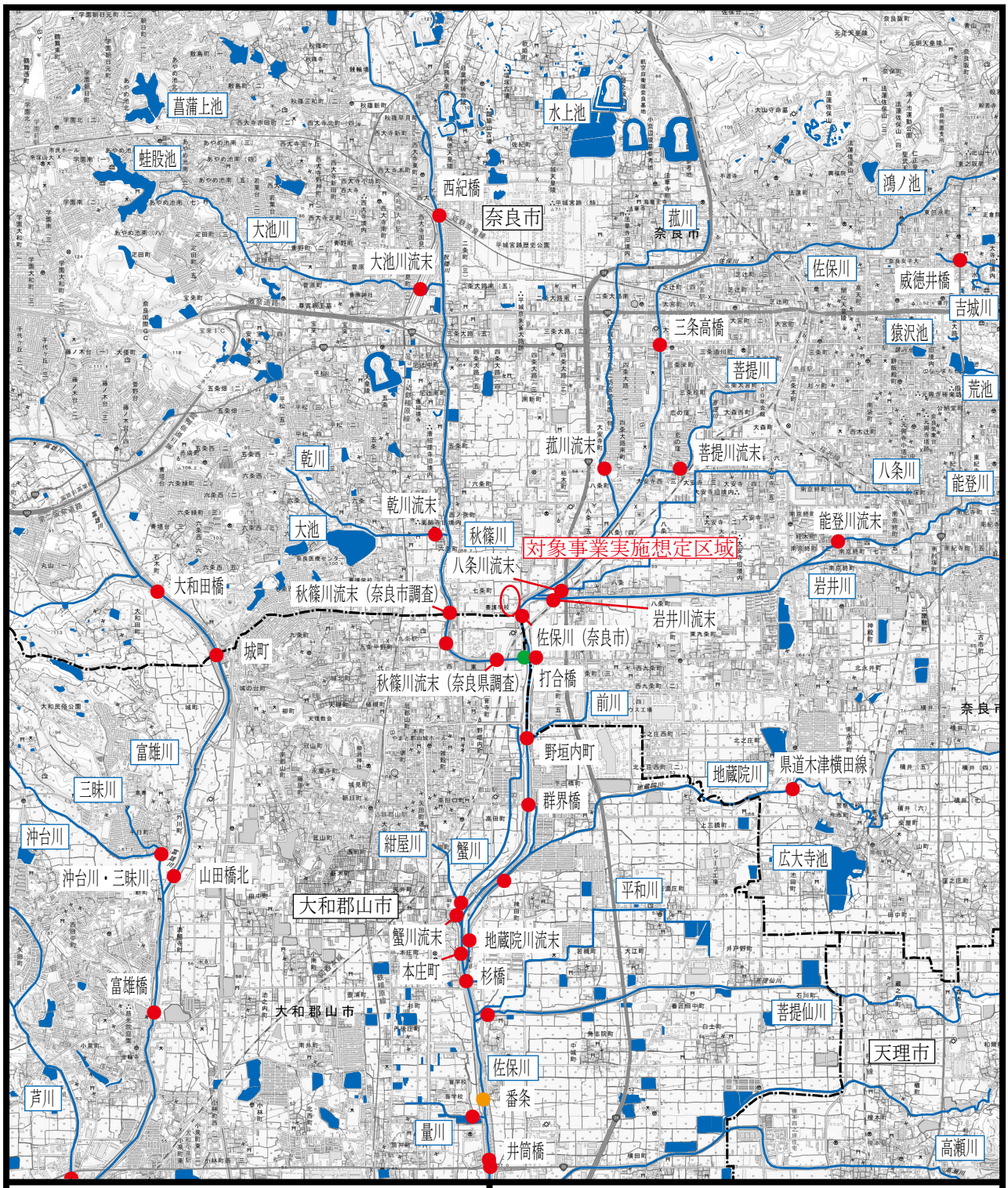

図3.1.2-1　対象事業実施想定区域周辺における河川・湖沼・湿地等の分布状況

表 3.1.2-2 (1/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
佐保川	群界橋	C	ｐＨ	7.8	8.4	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.7	12	10	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.3	3.0	2.3	2.5	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	4.7	8.2	6.5	7.4	－
			ＳＳ (mg/L)	4	7	5	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	－	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.005	0.010	0.008	－	－
	井筒橋	C	ｐＨ	7.7	8.5	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	7.2	11	8.8	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.6	3.3	2.3	2.3	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	5.3	9.5	6.6	6.1	－
			ＳＳ (mg/L)	5	14	8	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	－	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.006	0.013	0.009	－	－
秋篠川	秋篠川流末	C	ｐＨ	7.6	9.5	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	6.3	12	9.8	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.7	5.7	3.2	3.3	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	5.0	9.2	6.6	6.8	－
			ＳＳ (mg/L)	3	10	5	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	－	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.004	0.013	0.008	－	－
			ノニルフェノール (mg/L)	－	－	<0.00006	－	－
			ＬＡＳ（直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩）(mg/L)	－	－	0.0008	－	－
蟹川	蟹川流末	－	ｐＨ	7.8	7.9	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	7.4	12	9.4	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	2.7	9.6	4.8	3.8	－
			ＣＯＤ (mg/L)	5.6	32	13	8.9	－
			ＳＳ (mg/L)	9	33	19	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	－	－	－
地蔵院川	地蔵院川 流末	－	ｐＨ	7.9	9.2	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	6.9	14	11	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.8	3.1	2.5	2.6	－
			ＣＯＤ (mg/L)	5.6	7.8	6.6	6.7	－
			ＳＳ (mg/L)	3	5	4	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	－	－	－

出典：「奈良県の環境　平成30年度環境調査報告書」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）

表 3.1.2-2 (2/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
佐保川	三条高橋	C	ｐＨ	7.6	8.8	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	7.5	15	10	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	<0.5	1.7	0.8	0.9	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.0	5.2	3.3	3.8	－
			ＳＳ (mg/L)	<1	17	3	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,000	17,000	63,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.002	0.004	0.003	－	－
	打合橋	C	ｐＨ	7.4	7.7	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	5.8	10	8.4	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.6	2.5	1.4	1.7	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	4.0	7.5	5.6	7.0	－
			ＳＳ (mg/L)	1	23	7	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	22,000	79,000	65,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.006	0.009	0.008	－	－
秋篠川	西紀橋	C	ｐＨ	7.9	9.1	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.4	17	12	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.0	4.8	2.1	2.2	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	5.2	7.6	6.1	6.0	－
			ＳＳ (mg/L)	2	6	4	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,200	130,000	51,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.005	0.007	0.006	－	－
	秋篠川流末	C	ｐＨ	7.8	9.4	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	7.1	12	10	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.8	4.8	2.7	3.2	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	6.0	9.1	7.3	7.8	－
			ＳＳ (mg/L)	3	10	6	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,900	63,000	32,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.009	0.014	0.012	－	－
富雄川	大和田橋	C	ｐＨ	7.8	9.1	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	7.8	12	9.8	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	<0.5	3.1	1.3	1.7	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.4	6.0	4.3	5.2	－
			ＳＳ (mg/L)	1	16	6	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,700	140,000	45,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.003	0.006	0.005	－	－
菩提川	菩提川流末	C	ｐＨ	7.4	8.6	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	4.9	14	8.4	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.2	11	3.4	3.5	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	6.1	11	7.5	7.6	－
			ＳＳ (mg/L)	2	9	6	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,600	4,900,000	480,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.003	0.014	0.008	－	－

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.2-2 (3/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

奈良市

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
菰川	菰川流末	－	ｐＨ	7.4	9.0	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	3.2	13	10	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	2.3	4.4	3.4	3.5	－
			ＣＯＤ (mg/L)	5.2	8.9	7.6	8.8	－
			ＳＳ (mg/L)	4	22	10	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	22,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.003	0.011	0.007	－	－
岩井川	岩井川流末	－	ｐＨ	7.6	8.0	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.4	13	10	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.0	5.3	2.1	1.1	－
			ＣＯＤ (mg/L)	3.7	7.8	5.8	7.2	－
			ＳＳ (mg/L)	1	8	4	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	4,900	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	0.005	0.008	0.007	－	－
八条川	八条川流末	－	ｐＨ	7.5	8.1	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.7	11	9.9	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.3	8.0	4.7	8.0	－
			ＣＯＤ (mg/L)	7.6	9.7	8.7	9.7	－
			ＳＳ (mg/L)	1	12	7	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	70,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	－	－	0.005	－	－
能登川	能登川流末	－	ｐＨ	8.5	8.6	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.5	14	11	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.0	1.1	1.1	1.1	－
			ＣＯＤ (mg/L)	3.4	5.5	4.5	5.5	－
			ＳＳ (mg/L)	<1	1	1	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	2,200	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	－	－	0.004	－	－
地蔵院川	県道 木津横田線	－	ｐＨ	7.8	8.3	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.6	12	10	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	3.9	9.3	6.6	9.3	－
			ＣＯＤ (mg/L)	8.9	9.9	9.4	9.9	－
			ＳＳ (mg/L)	4	5	5	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	1,400	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	－	－	0.005	－	－
乾川	乾川流末	－	ｐＨ	8.8	10.2	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	12	16	14	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.7	5.3	3.5	5.3	－
			ＣＯＤ (mg/L)	8.2	8.2	8.2	8.2	－
			ＳＳ (mg/L)	4	4	4	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	13,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	－	－	0.003	－	－

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.2-2 (4/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
大池川	大池川流末	－	ｐＨ	7.5	7.6	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	6.4	10	8.2	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	0.9	1.0	1.0	1.0	－
			ＣＯＤ (mg/L)	3.9	5.9	4.9	5.9	－
			ＳＳ (mg/L)	1	2	2	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	13,000	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	－	－	0.005	－	－
吉城川	威徳井橋	－	ｐＨ	7.5	7.6	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	7.6	11	9.3	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	<0.5	0.9	0.7	0.9	－
			ＣＯＤ (mg/L)	2.5	5.4	4.0	5.4	－
			ＳＳ (mg/L)	<1	4	3	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	－	－	4,900	－	－
		－	全亜鉛 (mg/L)	－	－	0.003	－	－

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.2-2 (5/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
佐保川	佐保川（奈良市）	C	ｐＨ	7.2	7.5	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.3	9.6	9.0	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.6	1.3	1.0	1.2	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	1.5	3.4	2.3	2.2	－
			ＳＳ (mg/L)	3	9	5	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	600	6,100	2,700	－	－
	野垣内町	C	ｐＨ	7.1	7.2	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.3	9.2	8.8	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.9	1.7	1.2	1.1	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	1.7	3.6	2.5	2.5	－
			ＳＳ (mg/L)	3	8	5	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,700	2,800	2,000	－	－
	本庄町	C	ｐＨ	6.6	6.9	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	9.1	10	9.6	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.7	2.8	2.0	2.7	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.0	7.9	5.5	7.8	－
			ＳＳ (mg/L)	12	41	26	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,800	45,000	21,000	－	－
	杉橋	C	ｐＨ	7.2	7.4	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.1	9.8	9.0	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.9	2.0	1.6	1.8	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.3	4.5	3.7	4.2	－
			ＳＳ (mg/L)	5	16	9	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,200	6,100	3,100	－	－
	井筒橋	C	ｐＨ	7.1	7.3	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.9	9.4	9.2	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.3	1.6	1.5	1.5	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.7	3.7	3.2	3.5	－
			ＳＳ (mg/L)	7	10	8	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	810	6,800	3,500	－	－
秋篠川	秋篠川	C	ｐＨ	7.4	7.6	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.6	9.8	9.2	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.1	1.4	1.3	1.3	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.8	3.2	3.0	3.1	－
			ＳＳ (mg/L)	3	9	5	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,400	9,100	4,800	－	－

出典：「平成30年度　環境調査報告書」（令和元年12月大和郡山市）

表 3.1.2-2 (6/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
蟹川	蟹川	－	ｐＨ	7.3	7.6	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.1	9.7	9.0	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.5	2.7	2.1	2.1	－
			ＣＯＤ (mg/L)	3.4	6.6	4.9	4.8	－
			ＳＳ (mg/L)	11	23	15	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,800	28,000	15,000	－	－
地蔵院川	地蔵院川	－	ｐＨ	7.1	7.4	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	9.0	9.8	9.4	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	1.2	1.8	1.5	1.6	－
			ＣＯＤ (mg/L)	2.8	4.3	3.6	3.6	－
			ＳＳ (mg/L)	3	14	7	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,300	6,100	3,500	－	－
菩提仙川	菩提仙川	－	ｐＨ	7.4	7.4	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.4	10	9.2	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	0.7	1.0	0.8	0.8	－
			ＣＯＤ (mg/L)	1.3	2.4	1.7	1.6	－
			ＳＳ (mg/L)	2	7	4	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,400	3,200	2,000	－	－
量川	量川	－	ｐＨ	6.8	7.5	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	9.0	9.4	9.2	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	2.0	2.9	2.5	2.8	－
			ＣＯＤ (mg/L)	4.7	8.9	6.6	7.8	－
			ＳＳ (mg/L)	16	49	27	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	6,100	33,000	19,000	－	－
沖台川・三昧川	沖台川・三昧川	－	ｐＨ	7.1	7.2	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	8.3	9.3	8.9	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	0.9	1.7	1.5	1.7	－
			ＣＯＤ (mg/L)	2.1	4.0	3.4	3.8	－
			ＳＳ (mg/L)	5	19	13	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,800	6,100	4,200	－	－
芦川	芦川	－	ｐＨ	7.3	7.5	－	－	－
			ＤＯ (mg/L)	7.0	10	9.0	－	－
			ＢＯＤ (mg/L)	0.9	1.9	1.2	1.2	－
			ＣＯＤ (mg/L)	2.3	4.1	3.1	3.3	－
			ＳＳ (mg/L)	8	21	15	－	－
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,200	11,000	5,700	－	－

出典：「平成30年度　環境調査報告書」（令和元年12月大和郡山市）

表 3.1.2-2 (7/7)　公共用水域測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	測定結果					環境基準
			項目	最小値	最大値	平均値	75%値	
富雄川	城町	C	ｐＨ	7.1	7.5	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.6	10	9.5	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.8	1.6	1.2	1.3	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.2	3.5	3.0	3.4	－
			ＳＳ (mg/L)	3	13	7	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,800	21,000	7,800	－	－
	山田橋北	C	ｐＨ	7.2	7.4	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	8.6	10	9.6	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	1.0	2.4	1.5	1.7	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	2.3	5.5	3.5	3.8	－
			ＳＳ (mg/L)	4	17	10	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,200	6,800	4,400	－	－
	富雄橋	C	ｐＨ	7.1	7.5	－	－	6.5以上 8.5以下
			ＤＯ (mg/L)	9.0	10	9.7	－	5以上
			ＢＯＤ (mg/L)	0.8	1.4	1.1	1.1	5以下
			ＣＯＤ (mg/L)	1.7	3.4	2.4	2.6	－
			ＳＳ (mg/L)	3	8	6	－	50以下
			大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,200	2,800	2,200	－	－

出典：「平成30年度　環境調査報告書」（令和元年12月大和郡山市）

表 3.1.2-3 (1/4)　公共用水域測定結果（健康項目及び全窒素・全燐）

単位：mg/L

項　　目		佐保川（群界橋）	佐保川（井筒橋）	秋篠川（秋篠川流末）	蟹川（蟹川流末）	地蔵院川（地蔵院川流末）	環境基準
健康項目等	カドミウム	-	-	<0.0003	-	-	0.003mg/L以下
	全シアン	-	-	<0.1	-	-	検出されないこと
	鉛	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	0.01mg/L以下
	六価クロム	-	-	<0.01	-	-	0.05mg/L以下
	砒素	0.001	0.001	<0.001	-	-	0.01mg/L以下
	総水銀	-	-	<0.0005	-	-	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	-	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	-	-	<0.0002	-	-	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	-	-	<0.0002	-	-	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	-	-	<0.0002	-	-	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	-	-	<0.0002	-	-	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	<0.0002	-	-	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	<0.0002	-	-	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	<0.0002	-	-	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	-	-	<0.0002	-	-	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	-	-	<0.0002	-	-	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	-	-	<0.0004	-	-	0.002mg/L以下
	チウラム	-	-	<0.001	-	-	0.006mg/L以下
	シマジン	-	-	<0.0003	-	-	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	-	-	<0.002	-	-	0.02mg/L以下
	ベンゼン	-	-	<0.0002	-	-	0.01mg/L以下
	セレン	-	<0.002	<0.002	-	-	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.78	0.62	0.68	-	-	10mg/L以下
	ふっ素	0.1	0.1	<0.1	-	-	0.8mg/L以下
	ほう素	0.03	0.03	0.01	-	-	1mg/L以下
	1,4－ジオキサン	-	-	<0.005	-	-	0.05mg/L以下
	全窒素	1.4	1.1	2.2	1.4	1.8	-
	全燐	0.14	0.14	0.12	0.14	0.20	-

注：1)「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。
　　2) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「奈良県の環境　平成30年度環境調査報告書」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）

表 3.1.2-3 (2/4)　公共用水域測定結果（健康項目及び全窒素・全燐）

単位：mg/L

項　　目		佐保川（三条高橋）	佐保川（打合橋）	秋篠川（西紀橋）	秋篠川（秋篠川流末）	富雄川（大和田橋）	環境基準
健康項目等	カドミウム	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	ND	ND	-	ND	ND	検出されないこと
	鉛	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	六価クロム	<0.01	<0.01	-	<0.01	<0.01	0.05mg/L以下
	砒素	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	-	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0004	<0.0004	-	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
	チウラム	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	0.006mg/L以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	セレン	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.65	0.79	-	1.1	0.67	10mg/L以下
	ふっ素	<0.1	0.1	-	0.1	0.1	0.8mg/L以下
	ほう素	0.03	0.04	-	0.04	0.02	1mg/L以下
	1,4－ジオキサン	<0.005	<0.005	-	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	全窒素	0.94	1.5	1.6	2.0	0.94	-
	全燐	0.055	0.11	0.12	0.13	0.051	-

注：1)「ND」は、不検出を示す。
　　2)「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。
　　3) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.2-3 (3/4)　公共用水域測定結果（健康項目及び全窒素・全燐）

単位：mg/L

項　目		菩提川（菩提川流末）	菰川（菰川流末）	岩井川（岩井川流末）	八条川（八条川流末）	能登川（能登川流末）	環境基準
健康項目等	カドミウム	0.0004	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L以下
	砒素	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	-	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
	チウラム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.006mg/L以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.43	0.58	0.85	0.88	0.38	10mg/L以下
	ふっ素	0.1	<0.1	0.2	0.2	0.1	0.8mg/L以下
	ほう素	0.05	0.02	0.03	0.02	0.01	1mg/L以下
	1,4－ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	全窒素	2.5	2.1	1.7	3.7	1.0	-
	全燐	0.27	0.19	0.11	0.25	0.11	-

注：1)「ND」は、不検出を示す。
　　2)「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。
　　3) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.2-3 (4/4)　公共用水域測定結果（健康項目及び全窒素・全燐）

単位：mg/L

	項　　目	地蔵院川（県道木津横田線）	乾川（乾川流末）	大池川（大池川流末）	吉城川（威徳井橋）	環境基準
健康項目等	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L以下
	砒素	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	-	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002mg/L以下
	チウラム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.006mg/L以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.40	0.64	0.33	0.26	10mg/L以下
	ふっ素	0.2	<0.1	0.1	<0.1	0.8mg/L以下
	ほう素	0.02	0.01	0.01	0.01	1mg/L以下
	1,4－ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	全窒素	1.6	2.5	1.5	0.46	-
	全燐	0.31	0.24	0.062	0.090	-

注：1)「ND」は、不検出を示す。
　　2)「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。
　　3) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

表 3.1.2-4　公共用水域測定結果（水質：ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/L

河川名	地点名	測定結果	環境基準
佐保川	打合橋	0.87	1以下

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

(2)　公害苦情の状況

平成 30 年度の水質に係る公害苦情件数は、「奈良県の環境」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）によれば、奈良県全体で 124 件となっており、苦情発生原因は主として、流出・漏洩となっている。

なお、対象事業実施想定区域が位置する奈良市では、「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）によると、11 件となっている。

3) 水底の底質の状況

ダイオキシン類については、佐保川（打合橋）で測定されており、表 3.1.2-5 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。

表 3.1.2-5　公共用水域測定結果（底質：ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/g

河川名	地点名	測定結果	環境基準
佐保川	打合橋	0.24	150以下

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

4) その他の状況

(1) 地下水

奈良県では、地下水の水質状況を監視するため、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査及び過去に基準を超過した井戸等について、汚染の経年的な変化を追跡するための継続監視調査が実施されている。

対象事業実施想定区域周辺において、平成 30 年度に実施された調査結果を表 3.1.2-6 に示す。全ての測定項目で環境基準を達成している。

表 3.1.2-6　地下水の調査結果

項　　目		単位	F-8 424 (西九条町)	G-9 382 (今市町)	H-9 634 (今市町)	環境基準
環境基準項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	検出されないこと
	PCB	mg/L	ND	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0003	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.06	5.7	1.3	10以下
	ふっ素	mg/L	0.2	0.1	<0.1	0.8以下
	ほう素	mg/L	0.01	0.02	0.02	1以下
	1,4－ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注：1)「ND」は、不検出を示す。
2)「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。
3) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「奈良市の環境　令和元年版」（令和２年４月奈良市）

（空白）

1.3　土壌及び地盤の状況

1)　土壌の状況

(1)　土壌の状況

「土壌分類基本調査」による周辺の土壌図を図 3.1.3-1 に示す。

対象事業実施想定区域周辺はグライ土壌（東浦統、芝井統及び千年統）及び灰色低地土壌（鴨嶋統、宝田統、加茂統及び清武統）が広く分布する地域となっている。

なお、東浦統、芝井統、千年統、鴨嶋統、宝田統、加茂統及び清武統は水田土壌である。

(2)　土壌汚染の状況

対象事業実施想定区域周辺においては、平成 28 年度に土壌のダイオキシン類調査を、1 地点実施しており、表 3.1.3-1 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。

表 3.1.3-1　土壌のダイオキシン類結果

単位：pg-TEQ/g

地点名	測定結果	環境基準
菅原町	0.089	1,000以下

出典：「奈良市の環境　平成28年版」（奈良市）

(3)　公害苦情の状況

平成 30 年度の土壌に係る公害苦情件数は、「奈良県の環境」（奈良県の環境情報サイト　エコなら）によれば、奈良県全体で 0 件となっている。

2)　地盤沈下の状況

対象事業実施想定区域周辺において地盤沈下発生の報告はない。

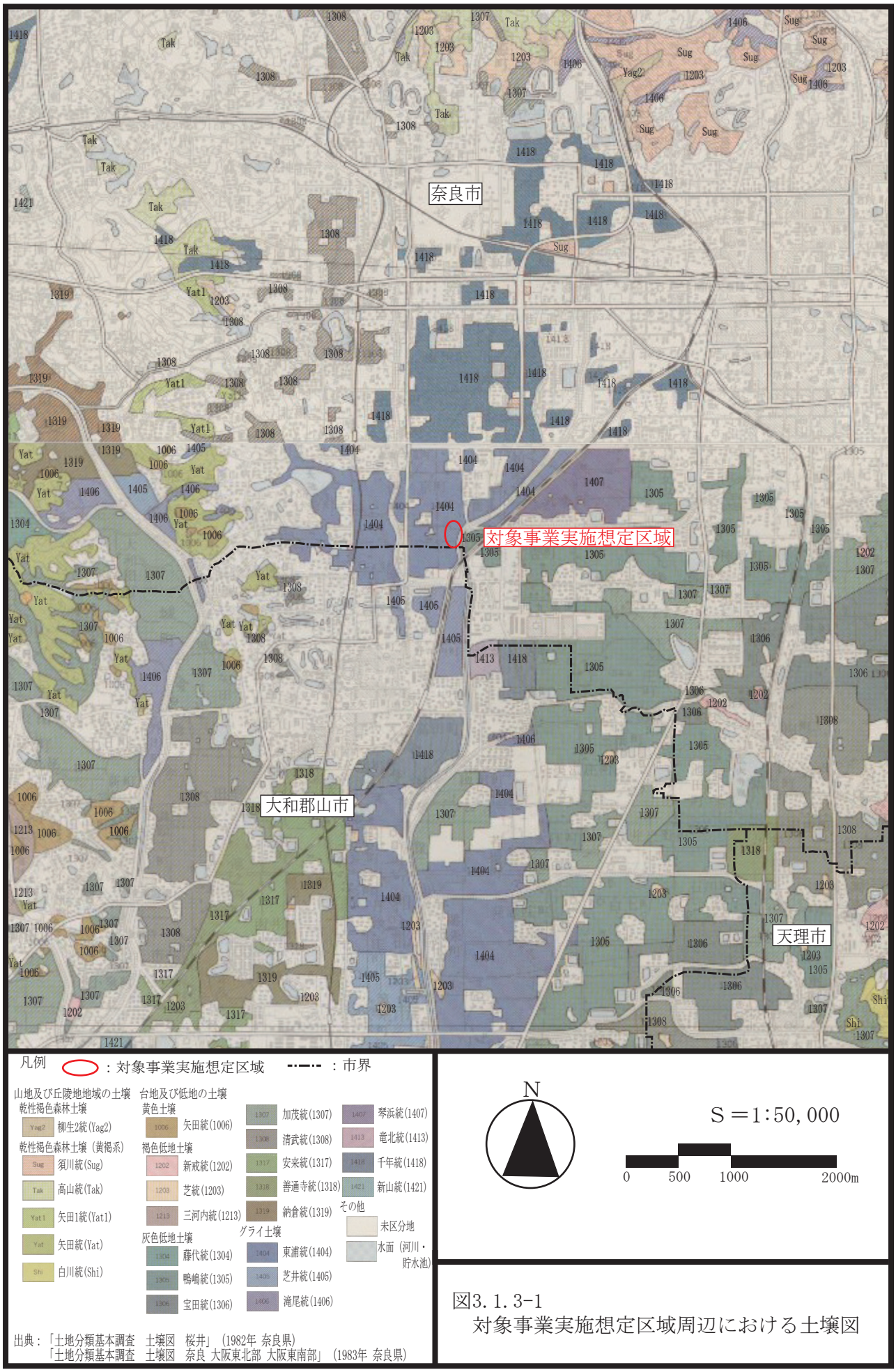

図3. 1. 3-1
対象事業実施想定区域周辺における土壌図

1.4 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺における地形の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺の地形は、西側に丘陵地（生駒山地）、東側に台地（大和高原）及び扇状地が広がっており、中央部は奈良盆地北部となり、低地が広がっている。奈良盆地北部の主要河川である佐保川に沿う佐保川氾濫原は、緩傾斜・低湿な氾濫原で秋篠川合流点付近から初瀬川と合流するまでの南流する流路に沿っている。また、西側は富雄川緩傾斜扇状地及び西の京丘陵を刻む小河川の形成する小規模な緩傾斜扇状地に、東側は岩井・地蔵院・菩提仙・高瀬等の河川の形成する小規模な緩傾斜扇状地の末端に接している。

対象事業実施想定区域は奈良盆地北部に位置し、氾濫平野となっている。

なお、対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地しており、学術上または希少性の観点から重要な地形の存在は確認されなかった。

2) 地質の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺における地質の状況は、図 3.1.4-2 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域周辺の地質は、未固結堆積物（砂がち堆積物及び泥がち堆積物）及び半固結堆積物（砂・粘土層）が主である。

砂がち堆積物は旧河川の堆積物と考えられ、その多くは放射年代測定では沖積層とされている。また、泥がち堆積物は旧河川の自然堤防外の帯水域で形成されたと考えられ、シルトまたは泥がちであるが、砂層・泥炭層を挟み、放射年代測定では洪積層とされている。

対象事業実施想定区域の地質は、砂がち堆積物及び泥がち堆積物となっている。

なお、対象事業実施想定区域は、広く水田となっているほか、一部に事業所が立地しており、学術上または希少性の観点から重要な地質の存在は確認されなかった。

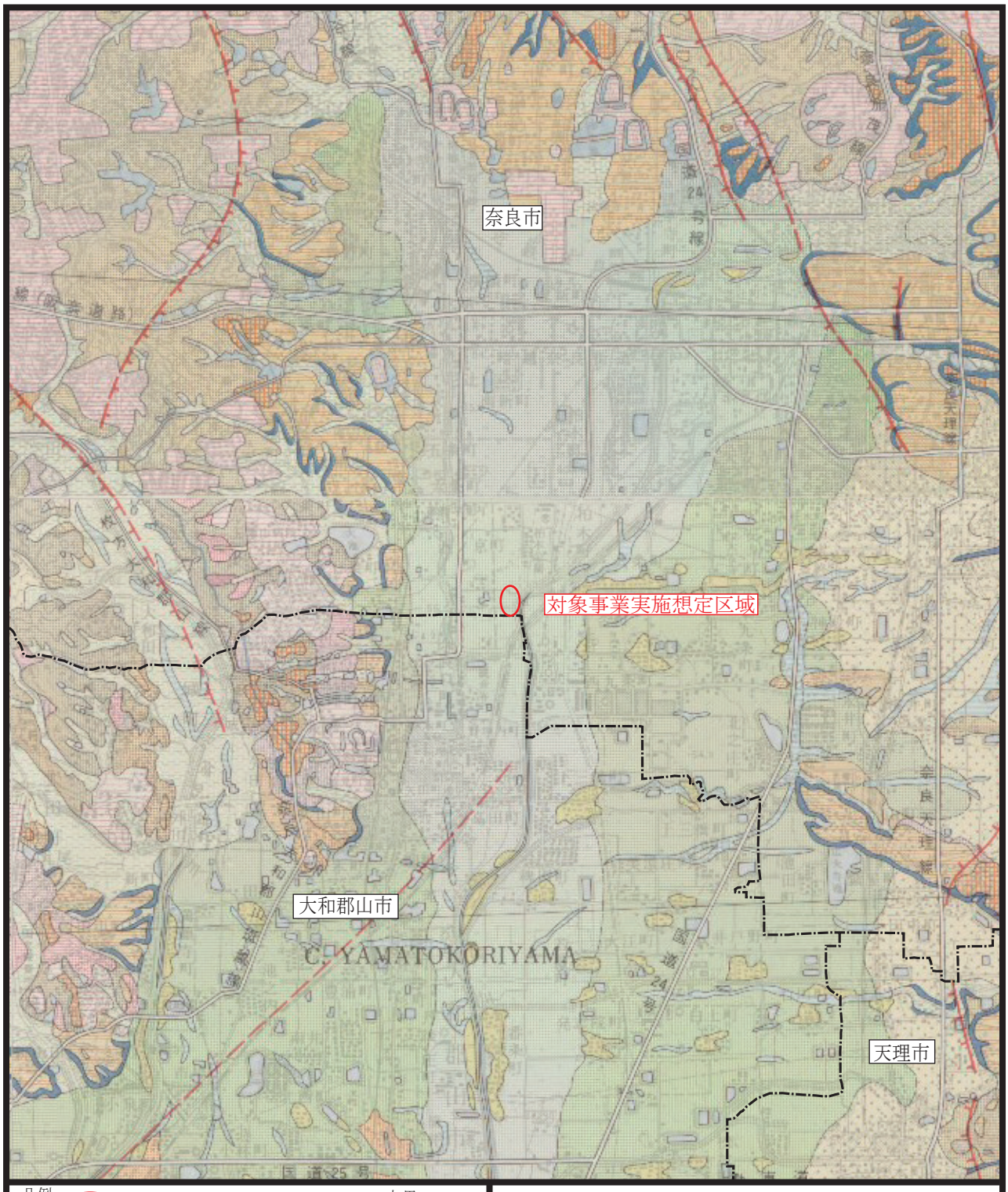

凡例　：対象事業実施想定区域　：市界

山地・丘陵地
- 丘陵地Ⅰ
- 丘陵地Ⅱ

台地
- 上位砂礫台地
- 中位砂礫台地
- 下位砂礫台地

低地
- 谷底平野
- やや隆起した扇状地
- 扇状地
- 緩傾斜扇状地
- 氾濫平野
- 山麓緩斜面

その他
- 旧河道
- 段丘崖
- 人工改変地
- 活断層Ⅰ
- 活断層Ⅱ
- 活断層Ⅲ
- 水面（河川、貯水池）

出典：「土地分類基本調査　土壌図　桜井」（1982年 奈良県）
「土地分類基本調査　土壌図　奈良 大阪東北部 大阪東南部」（1983年 奈良県）

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.1.4-1
対象事業実施想定区域周辺における地形分類図

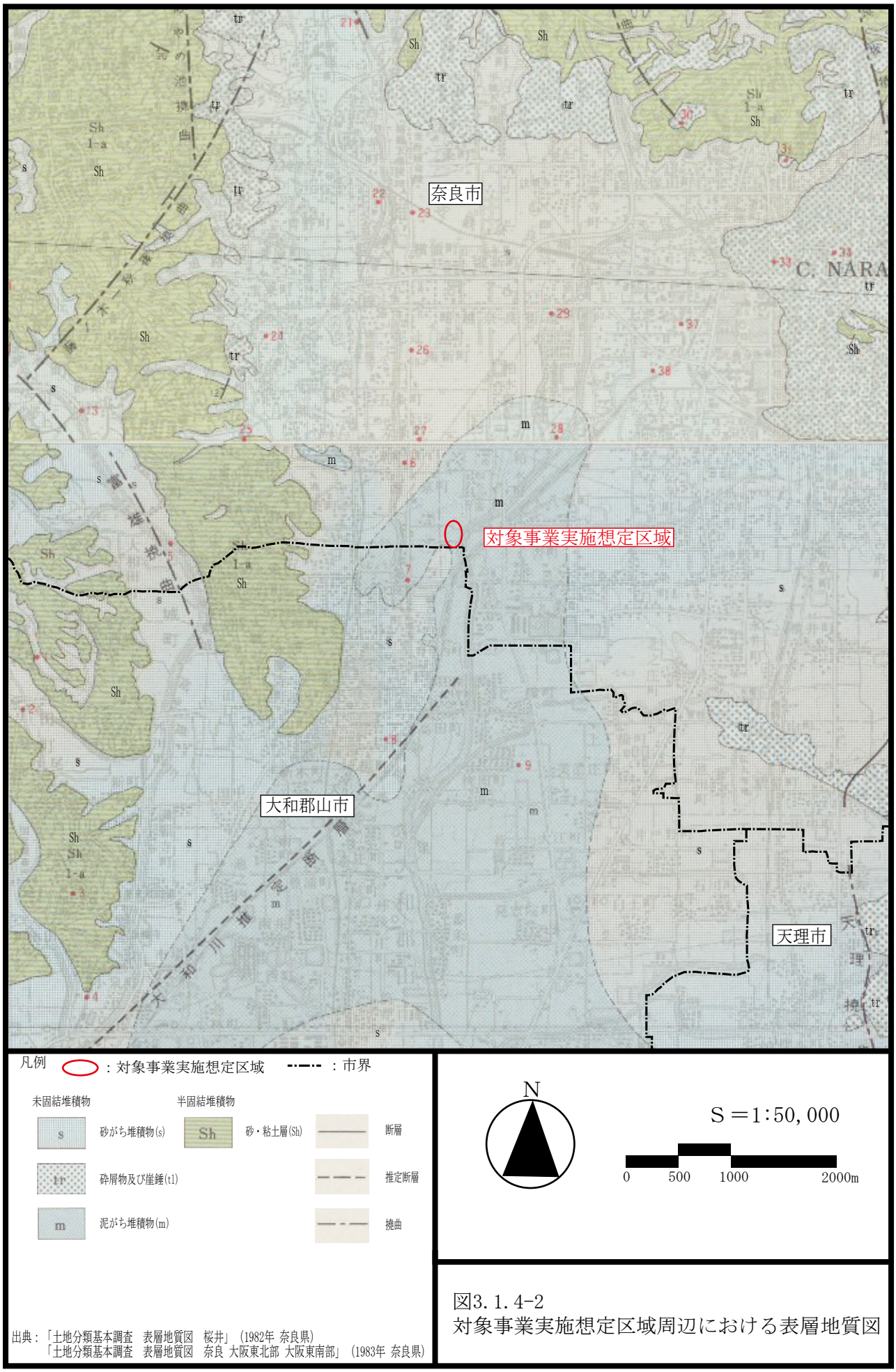

出典：「土地分類基本調査　表層地質図　桜井」（1982年 奈良県）
「土地分類基本調査　表層地質図　奈良 大阪東北部 大阪東南部」（1983年 奈良県）

図3.1.4-2
対象事業実施想定区域周辺における表層地質図

3) 活断層等の状況

対象事業実施想定区域周辺に存在する活断層として、京都盆地-奈良盆地断層帯南部（奈良盆地東縁断層帯）があげられる。活断層の概要は表 3.1.4-1 に、その位置は図 3.1.4-3 に示すとおりである。

表 3.1.4-1　活断層の概要

断層帯名	概　要	地震の 平均活動間隔	対象事業実施想定区域からの距離
京都盆地- 奈良盆地断層帯 南部 （奈良盆地東縁 断層帯）	京都盆地－奈良盆地断層帯は、京都市山科区から奈良県桜井市に至るほぼ南北に延びる活断層帯とされている。このうち、京都府宇治市付近から城陽市付近までの約7kmの区間には活断層が存在しないと考えられ、この区間を境に京都盆地－奈良盆地断層帯は北部、南部の２つに分けられる。このうち、南部の奈良盆地東縁断層帯は、京都府城陽市の南部から奈良県桜井市までほぼ南北に延びる長さ約35kmの活断層帯である。全体として西側に対し東側が相対的に隆起する逆断層であり、横ずれ成分は認められない。 過去数万年間においては、奈良盆地東縁断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は概ね0.6m/千年程度であったと推定される。奈良盆地東縁断層帯では約1万1千年前以後約1千2百年前以前に少なくとも１回の断層活動があったと考えられる。 将来の活動として、マグニチュード7.4 程度の地震が発生し、その際、断層の近傍の地表面には段差や撓みが生じ、東側が西側に対し相対的に概ね３m 程度高まると推定される。	約5,000年 （今後30年以内の地震発生確率　ほぼ0%～5%）	断層帯まで 約3～5km

出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

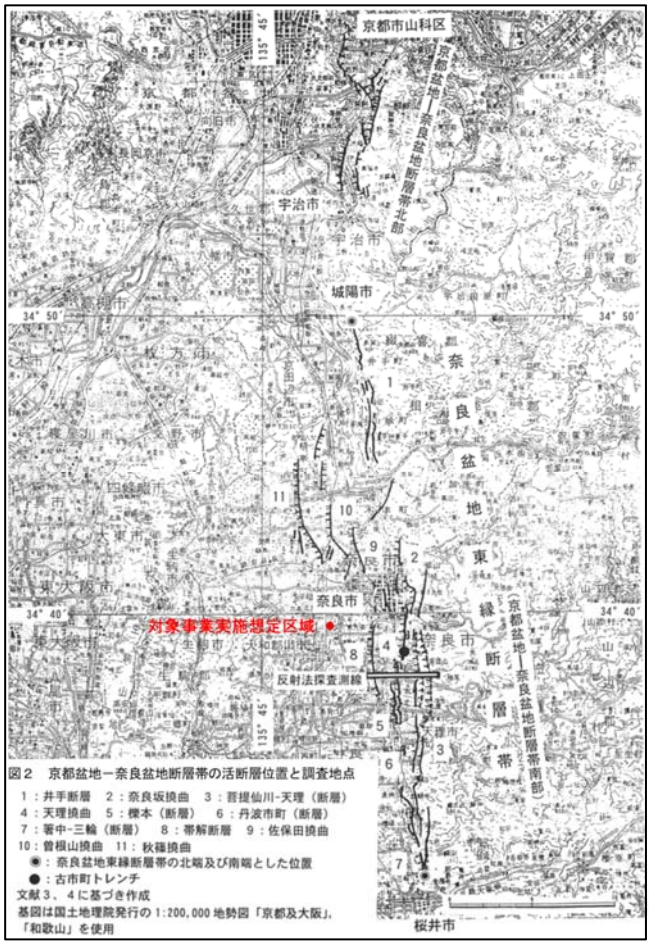

出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

図 3.1.4-3　活断層の位置

1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 主な動物の生息の状況

対象事業実施想定区域は、奈良市の南部に位置する。対象事業実施想定区域の東側には佐保川が、西側には秋篠川が流れ、南側で合流している。対象事業実施想定区域及びその周辺は、水田、住宅地及び店舗・事業所が存在しており、主に水田・河川で動物の生息が確認されている。

2) 学術上又は希少性の観点からの動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

(1) 重要な動物種の選定根拠等

重要な動物種について、表 3.1.5-1 に示す文献より、表 3.1.5-2、表 3.1.5-3 に示す選定根拠、選定基準に基づき調査した。

なお、奈良市及び大和郡山市で生息が確認されている動物種のうち、対象事業実施想定区域及び周辺と異なる環境（山地、山脈及び源流部等）でのみ生息が確認されている動物種は除外した。

表 3.1.5-1 重要な動物種の確認文献一覧

文 献 名	対象となる種等
「奈良県版レッドデータブック 2016 改訂版」 （平成 29 年 奈良県）	調査対象とした野生動物のうち対象事業実施想定区域周辺で確認された種

表 3.1.5-2　重要な動物種の選定根拠

法令、文献等		選定根拠
法令による指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 （平成4年6月5日　法律第75号）	・国内希少野生動植物種 ・国際希少野生動植物種 ・特定第一種国内希少野生動植物種 ・特定第二種国内希少野生動植物種 ・緊急指定種
	「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」 （平成21年3月　奈良県条例第50号）	・特定希少野生動植物
文献による指定種	「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト[哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水･淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物]」 （令和2年3月27日　環境省）	・絶滅（ＥＸ） ・野生絶滅（ＥＷ） ・絶滅危惧Ⅰ類（ＣＲ+ＥＮ） ・絶滅危惧ⅠＡ類（ＣＲ） ・絶滅危惧ⅠＢ類（ＥＮ） ・絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ） ・準絶滅危惧（ＮＴ） ・情報不足（ＤＤ） ・地域個体群（ＬＰ）
	「奈良県版レッドデータブック 2016 改訂版」 （平成29年3月　奈良県）	・絶滅種 ・野生絶滅種 ・絶滅寸前種 ・絶滅危惧種 ・希少種 ・情報不足種 ・注目種 ・郷土種

表 3.1.5-3　重要な動物種の選定基準

区　　分				選　定　基　準
種の保存法[1]	国内希少野生動植物種			その個体が本邦に生息し又は生息する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種			国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く)であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	特定第二種国内希少野生動植物種			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種			環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種
県条例[2]	特定希少野生動植物			知事は、希少野生動植物[3](絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第75号)第四条第三項の国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項の緊急指定種を除く)のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。
環境省RL[4]	絶滅（ＥＸ）			我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅（ＥＷ）			飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類（ＣＲ+ＥＮ）		絶滅の危機に瀕している種
			絶滅危惧ＩＡ類（ＣＲ）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
			絶滅危惧ＩＢ類（ＥＮ）	ＩＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ）		絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（ＮＴ）			現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
	情報不足（ＤＤ）			評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群（ＬＰ）			地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
奈良県RDB[5]	希少[6]	絶滅種		すでに絶滅したと考えられる種
		野生絶滅種		飼育・栽培下でのみ生育している種
		絶滅寸前種		絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧種		絶滅の危険が増大している種
		希少種		存続基盤が脆弱な種
		情報不足種		評価するだけの情報が不足している種
	独自[7]	注目種		奈良県内において生物多様性の保全上注目される種
		郷土種		県民が大切にしている、もしくは大切にしたい種

注：1）種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
2）県条例　：「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」
3）希少野生動植物　：県内に生息し又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)のうち、県内に本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの。
二　種の個体の数が著しく減少しつつあるもの。
三　種の個体の主要な生息地等が消滅しつつあるもの。
四　種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの。
五　前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの。
（「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例 第二条第一項」より一部抜粋）
4）環境省RL　：「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」
5）奈良県RDB　：「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」
6）希少　：希少性を観点に環境省レッドリストを参考として設定されたカテゴリー
7）独自　：奈良県独自のカテゴリー

(2) 哺乳類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域に重要な動物種（哺乳類）は、表 3.1.5-4 に示すとおり、3 目 3 科 3 種である。

表 3.1.5-4　重要な動物種の状況（哺乳類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
食虫目	トガリネズミ科	カワネズミ				絶滅危惧種
食肉目	イタチ科	イタチ				絶滅危惧種
齧歯目	ネズミ科	カヤネズミ				希少種

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。
2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。
3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。
4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

(3) 鳥類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（鳥類）は、表 3.1.5-5 に示すとおり、16 目 27 科 62 種である。

表 3.1.5-5 (1/2)　重要な動物種の状況（鳥類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				希少種
カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ				希少種
カモ目	カモ科	オシドリ			情報不足 (DD)	郷土種
		カワアイサ				希少種
		トモエガモ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧
		ミコアイサ				希少種
		ヨシガモ				希少種
キジ目	キジ科	ウズラ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅寸前
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				希少種
		アカゲラ				希少種
		アリスイ				希少種
コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧
スズメ目	アトリ科	イカル				郷土種
	ウグイス科	ヤブサメ				希少種
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				希少種
	サンショウクイ科	サンショウクイ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧
	セッカ科	セッカ				希少種
	ヒタキ科	キビタキ				希少種
		クロツグミ				希少種
		コサメビタキ				希少種
		サメビタキ				情報不足種
		ルリビタキ				希少種
	ホオジロ科	アオジ				絶滅危惧
		オオジュリン				希少種
		ホオアカ				絶滅危惧
		ミヤマホオジロ				希少種
	ヨシキリ科	コヨシキリ				絶滅危惧
タカ目	タカ科	オオタカ			準絶滅危惧 (NT)	希少種
		サシバ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧
		ツミ				希少種
		ノスリ				希少種
		ハイタカ			準絶滅危惧 (NT)	希少種
		ハチクマ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧
	ミサゴ科	ミサゴ			準絶滅危惧 (NT)	希少種
チドリ目	カモメ科	コアジサシ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧
	シギ科	イソシギ				希少種
		クサシギ				希少種
		タカブシギ			絶滅危惧II類 (VU)	希少種
		タシギ				希少種
		ハマシギ			準絶滅危惧 (NT)	希少種
		ヤマシギ				希少種
	タマシギ科	タマシギ			絶滅危惧II類 (VU)	希少種
	チドリ科	イルカチドリ				希少種
		タゲリ				絶滅危惧
ツル目	クイナ科	クイナ				絶滅危惧
		ヒクイナ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧
ハト目	ハト科	アオバト				希少種

表 3.1.5-5 (2/2)　重要な動物種の状況（鳥類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1]	条例[2]	環境省[3]	奈良県[4]
ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ				絶滅危惧
		チョウゲンボウ				希少種
		ハヤブサ	国内希少		絶滅危惧II類 (VU)	希少種
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				希少種
		オオコノハズク				絶滅危惧
		コミミズク				絶滅危惧
		トラフズク				絶滅危惧
		フクロウ				希少種
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				絶滅危惧
		ヤマセミ				希少種
ペリカン目	サギ科	ゴイサギ				希少種
		ササゴイ				情報不足種
		チュウサギ			準絶滅危惧 (NT)	希少種
		ヨシゴイ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

(4) 両生類・爬虫類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（両生類・爬虫類）は、表 3.1.5-6 に示すとおり、4 目 9 科 14 種である。

表 3.1.5-6　重要な動物種の状況（両生類・爬虫類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
カメ目	イシガメ科	クサガメ				情報不足
		ニホンイシガメ			準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧種
	スッポン科	ニホンスッポン			情報不足（DD）	情報不足
有隣目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				絶滅危惧種
	クサリヘビ科	ニホンマムシ				希少種
	ナミヘビ科	アオダイショウ				希少種
		ジムグリ				希少種
		シロマダラ				絶滅危惧種
		ヒバカリ				希少種
		ヤマカガシ				希少種
	ヤモリ科	ニホンヤモリ				注目種
無尾目	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル		特定希少野生動植物	絶滅危惧IB類（EN）	絶滅寸前種
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				絶滅危惧種
有尾目	イモリ科	アカハライモリ			準絶滅危惧（NT）	希少種

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

(5) 昆虫類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（昆虫類）は表 3.1.5-7 に示す 10 目 42 科 83 種である。

表 3.1.5-7 (1/2)　重要な動物種の状況（昆虫類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
カマキリ目	カマキリ科	ウスバカマキリ			情報不足（DD）	絶滅危惧種
カメムシ目	アメンボ科	ハネナシアメンボ				希少種
	イトアメンボ科	イトアメンボ			絶滅危惧II類（VU）	希少種
	コオイムシ科	オオコオイムシ				希少種
		コオイムシ			準絶滅危惧（NT）	希少種
	タデキジラミ科	エノキカイガラジラミ				希少種
	ナベブタムシ科	トゲナベブタムシ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅寸前種
コウチュウ目	オサムシ科	オオキベリアオゴミムシ				希少種
		ヒトツメアオゴミムシ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		ヒョウゴマルガタゴミムシ				情報不足種
	カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ			絶滅危惧IB類（EN）	絶滅危惧種
	ガムシ科	シジミガムシ			絶滅危惧IB類（EN）	情報不足種
		マルヒラタガムシ			準絶滅危惧（NT）	希少種
	ゲンゴロウ科	オオヒメゲンゴロウ				注目種
		キベリクロヒメゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	注目種
		クロゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		ケシゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		コウベツブゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		コマルケシゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	注目種
		シマゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		シャープツブゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		マルケシゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	注目種
		マルチビゲンゴロウ			準絶滅危惧（NT）	注目種
		ルイスツブゲンゴロウ			絶滅危惧II類（VU）	希少種
	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ			絶滅危惧II類（VU）	希少種
	コガネムシ科	クロカナブン				注目種
		ヨツバコガネ				注目種
	セスジガムシ科	セスジガムシ			絶滅危惧IB類（EN）	情報不足種
	センチコガネ科	オオセンチコガネ（ルリセンチコガネ）				郷土種
	タマムシ科	タマムシ名義タイプ亜種（ヤマトタマムシ）				郷土種
	テントウムシ科	クロスジチャイロテントウ				注目種
	ホソガムシ科	チュウブホソガムシ			絶滅危惧II類（VU）	注目種
	ミズスマシ科	オオミズスマシ			準絶滅危惧（NT）	注目種
		ミズスマシ			絶滅危惧II類（VU）	希少種
	ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ				注目種

表 3.1.5-7 (2/2)　重要な動物種の状況（昆虫類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1]	条例[2]	環境省[3]	奈良県[4]
シリアゲムシ目	ガガンボモドキ科	ホシガガンボモドキ			情報不足（DD）	情報不足種
チョウ目	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ				注目種
	シジミチョウ科	アカシジミ				希少種
		ウラミスジシジミ（ダイセンシジミ）				絶滅危惧種
		シルビアシジミ			絶滅危惧IB類（EN）	絶滅寸前種
		ミズイロオナガシジミ				希少種
	スズメガ科	オオシモフリスズメ				希少種
	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			絶滅危惧II類（VU）	希少種
		ウラギンヒョウモン				希少種
		ウラナミジャノメ				希少種
		オオウラギンスジヒョウモン				希少種
		オオウラギンヒョウモン			絶滅危惧IA類（CR）	絶滅寸前種
		メスグロヒョウモン				希少種
	ヤガ科	アサマキシタバ				希少種
		ワモンキシタバ本州亜種				希少種
トビケラ目	アシエダトビケラ科	コバントビケラ				希少種
	トビケラ科	アミメトビケラ				希少種
		ムラサキトビケラ				希少種
	ヒゲナガトビケラ科	ギンボシツツトビケラ			準絶滅危惧（NT）	希少種
トンボ目	アオイトトンボ科	オツネントンボ				注目種
		コバネアオイトトンボ			絶滅危惧IB類（EN）	絶滅寸前種
	イトトンボ科	ベニイトトンボ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		モートンイトトンボ			準絶滅危惧（NT）	絶滅寸前種
	エゾトンボ科	トラフトンボ				希少種
		ハネビロエゾトンボ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧種
	サナエトンボ科	オグマサナエ			準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧種
		キイロサナエ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		フタスジサナエ			準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧種
		ホンサナエ				希少種
	トンボ科	キトンボ				絶滅危惧種
		コノシメトンボ				注目種
		ナニワトンボ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧種
		ネキトンボ				希少種
		ハッチョウトンボ				絶滅危惧種
		マダラナニワトンボ			絶滅危惧IB類（EN）	絶滅寸前種
		ミヤマアカネ				希少種
		ヨツボシトンボ				希少種
	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ				希少種
	ヤマトンボ科	キイロヤマトンボ			準絶滅危惧（NT）	希少種
	ヤンマ科	アオヤンマ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		サラサヤンマ				希少種
		マルタンヤンマ				希少種
ハチ目	スズメバチ科	チャイロスズメバチ				希少種
	セイボウ科	イワタセイボウ				希少種
バッタ目	キリギリス科	ハタケノウマオイ				情報不足種
	コオロギ科	クチナガコオロギ				希少種
	バッタ科	ショウリョウバッタモドキ				注目種
ヘビトンボ目	センブリ科	ヤマトセンブリ			情報不足（DD）	希少種

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

(6) 魚類

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（魚類）は、表 3.1.5-8 に示すとおり、4 目 4 科 7 種である。

表 3.1.5-8　重要な動物種の状況（魚類）

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
コイ目	コイ科	ズナガニゴイ				絶滅危惧種
		ヌマムツ				希少種
		ムギツク				希少種
		イトモロコ				希少種
ナマズ目	ナマズ科	ギギ				希少種
ダツ目	ミナミメダカ科	ミナミメダカ			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	希少種
スズキ目	ハゼ科	ウキゴリ				希少種

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。
2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。
3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。
4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

(7) その他の動物（甲殻類、陸・淡水産貝類等）

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における重要な動物種（甲殻類、陸・淡水産貝類等）は、表 3.1.5-9 に示すとおり、4 目 8 科 9 種である。

表 3.1.5-9　重要な動物種（その他）の状況

目　名	科　名	種　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
ザルガイ目	シジミ科	マシジミ			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅寸前種
新生腹足目	タニシ科	マルタニシ			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅寸前種
異鰓目	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅寸前種
	オカモノアライガイ科	ナガオカモノアライガイ				絶滅危惧種
クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ			準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧種
	トタテグモ科	キノボリトタテグモ			準絶滅危惧(NT)	希少種
		キシノウエトタテグモ			準絶滅危惧(NT)	希少種
	ヒトエグモ科	ヒトエグモ				注目種
	コガネグモ科	コガネグモ				郷土種

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。
2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。
3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。
4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

3) 主な植物の生育の状況

対象事業実施想定区域周辺の植生は、図 3.1.5-1 に示すとおりである。対象事業実施想定区域は、水田雑草群落となっており、周辺には市街地及び工場地域が存在している。植生自然度区分については、表 3.1.5-10 に示すとおりであり、区分に当てはめると、対象事業実施想定区域の植生自然度は 1～2 となり、人為的な影響を強く受けた植生であることがわかる。

表 3.1.5-10　植生自然度区分

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリ―ミズナラ群落、クヌギ―コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落緑針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「生物多様性センター」（環境省ホームページ）

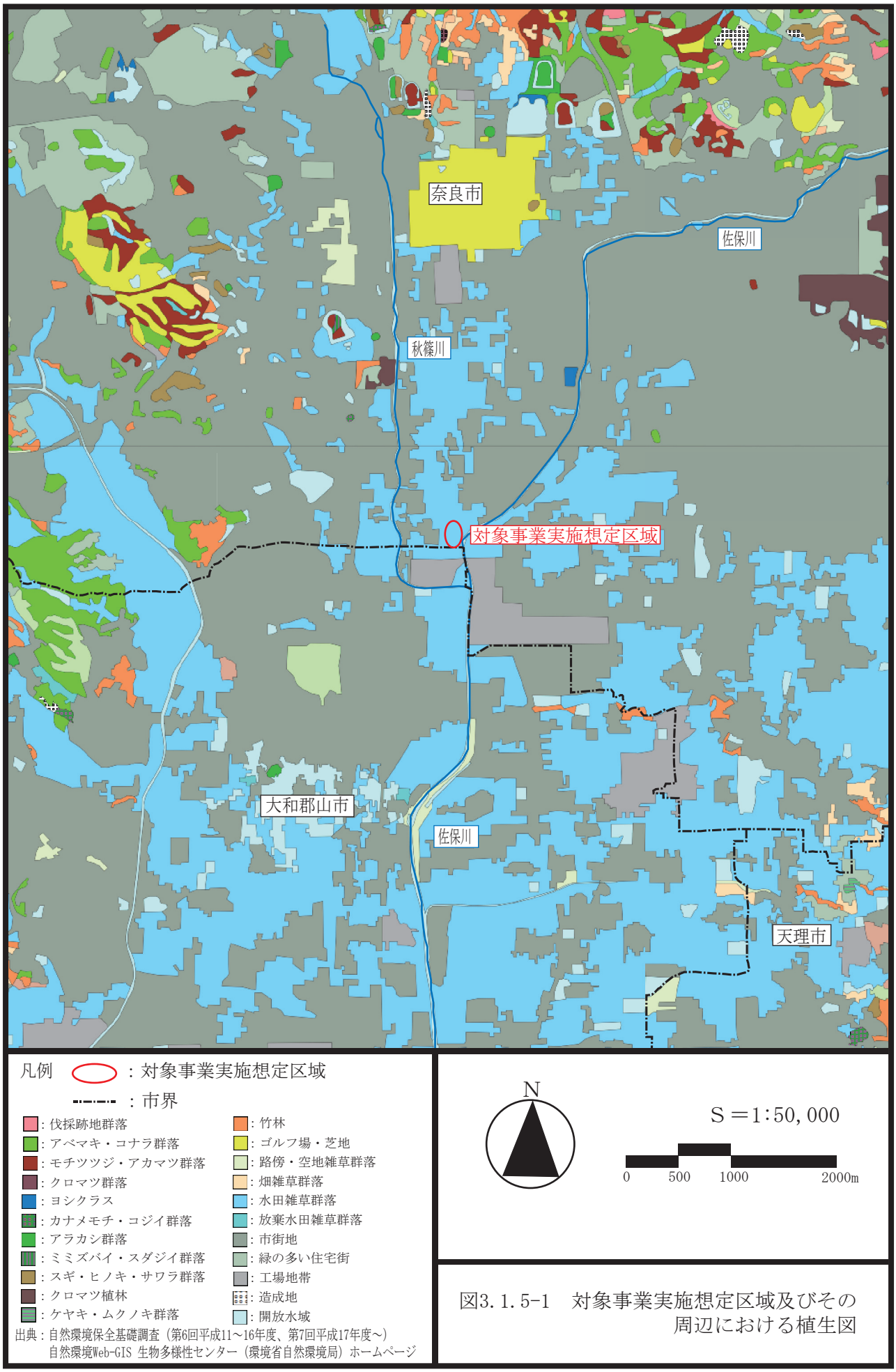

図3.1.5-1　対象事業実施想定区域及びその周辺における植生図

4) 重要な植物種及び群落の状況

(1) 重要な植物種及び群落の選定根拠等

重要な植物種及び群落について、表 3.1.5-11 に示す文献より、表 3.1.5-12、表 3.1.5-13 に示す選定根拠、選定基準に基づき調査した。

なお、奈良市及び大和郡山市で生育が確認されている植物種及び群落のうち、対象事業実施想定区域及び周辺と異なる環境（山地、山脈及び源流部等）でのみ生育が確認されている植物種及び群落は除外した。

表 3.1.5-11　重要な植物種及び群落の確認文献一覧

文　献　名	対象となる種等
「奈良県版レッドデータブック 2016 改訂版」 （平成 29 年　奈良県）	調査対象とした野生植物のうち対象事業実施想定区域周辺で確認された種
「第 2 回自然環境保全基礎調査」 （昭和 53 年度実施　環境庁）	特定植物群落
「第 3 回自然環境保全基礎調査」 （昭和 59～61 年度実施　環境庁）	
「第 5 回自然環境保全基礎調査」 （平成 9、10 年度実施　環境庁）	

表 3.1.5-12　重要な植物種及び群落の選定根拠

法令、文献等		選定根拠
法令による指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 （平成4年6月5日　法律第75号）	・国内希少野生動植物種 ・国際希少野生動植物種 ・特定第一種国内希少野生動植物種 ・特定第二種国内希少野生動植物種 ・緊急指定種
	「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」 （平成21年3月　奈良県条例第50号）	・特定希少野生動植物
文献による指定種	「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト[維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類]」 （令和2年3月27日　環境省）	・絶滅（ＥＸ） ・野生絶滅（ＥＷ） ・絶滅危惧Ⅰ類（ＣＲ+ＥＮ） ・絶滅危惧ⅠＡ類（ＣＲ） ・絶滅危惧ⅠＢ類（ＥＮ） ・絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ） ・準絶滅危惧（ＮＴ） ・情報不足（ＤＤ） ・地域個体群（ＬＰ）
	「奈良県版レッドデータブック 2016 改訂版」 （平成29年3月　奈良県）	・絶滅種 ・野生絶滅種 ・絶滅寸前種 ・絶滅危惧種 ・希少種 ・情報不足種 ・注目種 ・郷土種

表 3.1.5-13　重要な植物種及び群落の選定基準

区　　分				選　定　基　準
種の保存法[1]	国内希少野生動植物種			その個体が本邦に生息し又は生息する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種			国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く)であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	特定第二種国内希少野生動植物種			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種			環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種
県条例[2]	特定希少野生動植物			知事は、希少野生動植物[3](絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第75号)第四条第三項の国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項の緊急指定種を除く)のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。
環境省RL[4]	絶滅（ＥＸ）			我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	野生絶滅（ＥＷ）			飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類（ＣＲ+ＥＮ）		絶滅の危機に瀕している種
			絶滅危惧ＩＡ類（ＣＲ）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
			絶滅危惧ＩＢ類（ＥＮ）	ＩＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類（ＶＵ）		絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（ＮＴ）			現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
	情報不足（ＤＤ）			評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群（ＬＰ）			地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
奈良県RDB[5]	希少[6]	絶滅種		すでに絶滅したと考えられる種
		野生絶滅種		飼育・栽培下でのみ生育している種
		絶滅寸前種		絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧種		絶滅の危険が増大している種
		希少種		存続基盤が脆弱な種
		情報不足種		評価するだけの情報が不足している種
	独自[7]	注目種		奈良県内において生物多様性の保全上注目される種
		郷土種		県民が大切にしている、もしくは大切にしたい種

注：1）種の保存法　：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
2）県条例　：「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」
3）希少野生動植物　：県内に生息し又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)のうち、県内に本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの。
二　種の個体の数が著しく減少しつつあるもの。
三　種の個体の主要な生息地等が消滅しつつあるもの。
四　種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの。
五　前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの。
（「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例 第二条第一項」より一部抜粋）
4）環境省RL　：「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」
5）奈良県RDB　：「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」
6）希少　：希少性を観点に環境省レッドリストを参考として設定されたカテゴリー
7）独自　：奈良県独自のカテゴリー

(2) 重要な植物種及び群落の状況

対象事業実施想定区域及びその周辺における重要な植物種は、表 3.1.5-14 に示すとおり、48 科 90 種である。

また、対象事業実施想定区域の付近において重要な植物群落として指定されている箇所は存在していない。

表 3.1.5-14 (1/2)　重要な植物種の状況

分　類	科　　名	種　　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
維管束植物	アカネ科	イナモリソウ				希少種
	アブラナ科	ミズタガラシ				絶滅寸前種
	アヤメ科	カキツバタ			準絶滅危惧（NT）	絶滅寸前種
		ノハナショウブ				絶滅寸前種
	イネ科	オオアブラススキ				絶滅危惧種
		コウボウ				絶滅寸前種
		コメガヤ				希少種
		ヌマカゼクサ				絶滅寸前種
		ヒメアブラススキ				希少種
		ヒメコヌカグサ			準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧種
	イワデンダ科	ハコネシケチシダ				希少種
	ウマノスズクサ科	ヒメカンアオイ				絶滅危惧種
	ウリ科	ゴキヅル				希少種
	オオバコ科	イヌノフグリ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧種
		カワヂシャ			準絶滅危惧（NT）	希少種
		シソクサ				絶滅寸前種
		マルバノサワトウガラシ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧種
	オシダ科	ミヤコヤブソテツ				希少種
	オトギリソウ科	アゼオトギリ			絶滅危惧IB類（EN）	絶滅寸前種
		サワオトギリ				注目種
	オモダカ科	アギナシ			準絶滅危惧（NT）	絶滅寸前種
		マルバオモダカ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅寸前種
	ガマ科	ミクリ			準絶滅危惧（NT）	絶滅寸前種
	カヤツリグサ科	アズマスゲ				絶滅危惧種
		シズイ				絶滅寸前種
		ジングウスゲ			準絶滅危惧（NT）	絶滅寸前種
		ノグサ				絶滅危惧種
	キク科	サワシロギク				希少種
		タカサゴソウ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅寸前種
		ヒメシオン				絶滅寸前種
		ヒメヨモギ				絶滅寸前種
		ホソバオグルマ			絶滅危惧II類（VU）	絶滅寸前種
		ホソバニガナ			絶滅危惧IB類（EN）	絶滅寸前種
		ミヤコアザミ				絶滅寸前種
	キョウチクトウ科	キジョラン				希少種
		コカモメヅル				絶滅危惧種
	キンポウゲ科	オトコゼリ				絶滅寸前種
	ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ				絶滅危惧種
	シソ科	コケトウバナ			準絶滅危惧（NT）	絶滅寸前種
		ヒメナミキ				絶滅危惧種
		ミゾコウジュ			準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧種
		メハジキ				希少種

表 3.1.5-14 (2/2)　重要な植物種の状況

分　類	科　　名	種　　名	指定状況			
			法[1)]	条例[2)]	環境省[3)]	奈良県[4)]
維管束植物	ジュンサイ科	ジュンサイ				絶滅危惧種
	ジンチョウゲ科	コショウノキ				希少種
	スイカズラ科	マツムシソウ				絶滅寸前種
	スイレン科	オニバス			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅寸前種
		サイコクヒメコウホネ（ヒメコウホネ）			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧種
		ヒツジグサ				絶滅危惧種
	スグリ科	ヤブサンザシ				情報不足
	スミレ科	アケボノスミレ				絶滅寸前種
	セリ科	ドクゼリ				絶滅寸前種
	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ				絶滅危惧種
	タデ科	サデクサ				絶滅寸前種
		ヌカボタデ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅寸前種
		ヤナギヌカボ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅寸前種
	タヌキモ科	タヌキモ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
		ノタヌモ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧種
		ヒメタヌキモ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
	トチカガミ科	オオトリゲモ				絶滅危惧種
		スブタ（マルミノスブタ）			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅寸前種
		ミズオオバコ			絶滅危惧II類 (VU)	希少種
		ヤナギスブタ				絶滅危惧種
	ハイノキ科	クロミノニシゴリ				絶滅寸前種
	ハナヤスリ科	コヒロハナヤスリ（フジハナヤスリ）				希少種
	ヒカゲノカズラ科	ミズスギ				希少種
	ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ				絶滅危惧種
	ビャクダン科	ヒノキバヤドリギ				希少種
	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅寸前種
		ホソバミズヒキモ				絶滅危惧種
	ホウライシダ	ヒメミズワラビ				希少種
	マチン科	アイナエ				絶滅危惧種
	マツバラン科	マツバラン			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
	マツモ科	マツモ（キンギョモ）				絶滅危惧種
	マメ科	カワラケツメイ				絶滅危惧種
		タヌキマメ				絶滅寸前種
		ツルフジバカマ				絶滅寸前種
		マキエハギ				絶滅危惧種
		ヨツバハギ				絶滅寸前種
	ミズニラ科	ミズニラ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
	ミソハギ科	ヒメミソハギ				希少種
		ミズマツバ			絶滅危惧II類 (VU)	希少種
	ミツガシワ科	アサザ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
		ガガブタ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
	モウセンゴケ科	イシモチソウ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅寸前種
		ムジナモ			絶滅危惧IA類 (CR)	注目種
	モチノキ	ミヤマウメモドキ				絶滅寸前種
	ヤマゴボウ科	ヤマゴボウ				絶滅寸前種
	ユリ科	ヤマユリ				希少種
	ラン科	エンシュウムヨウラン				絶滅危惧種
		ジガバチソウ				絶滅危惧種

注：1)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2)「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3)「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4)「奈良県版レッドデータブック2016改訂版」に掲載されている種のランクを示している。

出典：「大切にしたい奈良県の野生動植物　奈良県版レッドデータブック 2016改訂版」（平成29年　奈良県）

5) 生態系

対象事業実施想定区域周辺は、「3) 主な植物の生育の状況」で示したとおり、主に水田雑草群落や市街地といった人為的な影響を大きく受けている植生が広がっている。このことから、対象事業実施想定区域の周辺においては、水田や河川に動植物が生息・生育していると思われる。また、溜池が点在していることから、水生の動物（魚類、昆虫類）・植物また、それを利用する鳥類等の生息・生育環境が存在していることが考えられる。

なお、奈良県版レッドデータブック（2016 改訂版）によると、対象事業実施想定区域の西には「矢田丘陵周辺の里山と田園地帯」、北には「平城の緑地と水域」というホットスポット（奈良県において生物多様性の保全上注目される地域）に指定された地域が存在している。（図 3.1.5-2 参照）

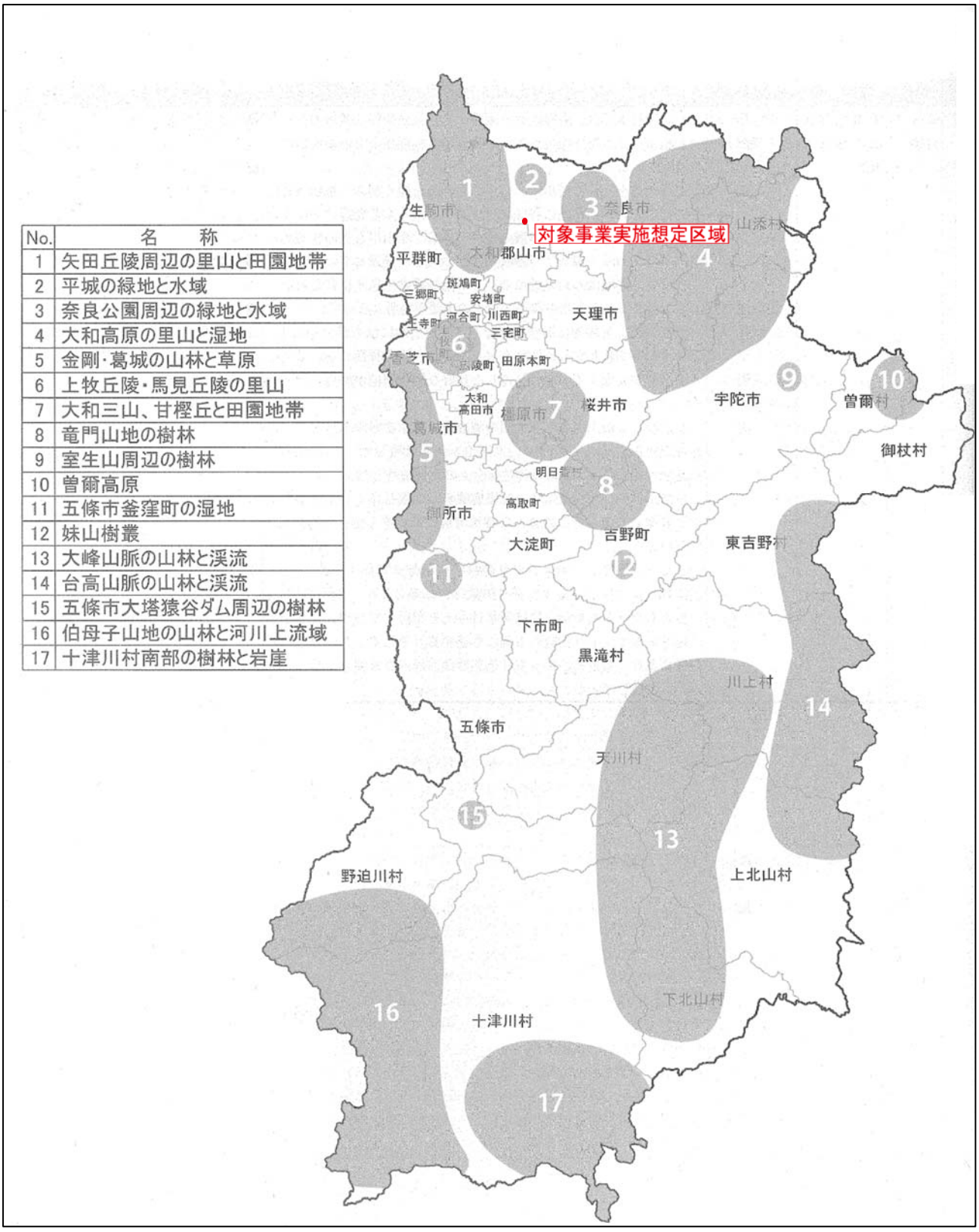

No.	名　　称
1	矢田丘陵周辺の里山と田園地帯
2	平城の緑地と水域
3	奈良公園周辺の緑地と水域
4	大和高原の里山と湿地
5	金剛･葛城の山林と草原
6	上牧丘陵･馬見丘陵の里山
7	大和三山、甘樫丘と田園地帯
8	竜門山地の樹林
9	室生山周辺の樹林
10	曽爾高原
11	五條市釜窪町の湿地
12	妹山樹叢
13	大峰山脈の山林と渓流
14	台高山脈の山林と渓流
15	五條市大塔猿谷ダム周辺の樹林
16	伯母子山地の山林と河川上流域
17	十津川村南部の樹林と岩崖

出典：「奈良県版レッドデータブック 2016 改訂版」（平成 29 年　奈良県）

図 3.1.5-2　ホットスポット位置図

1.6　景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況

1）景観の状況

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における景観資源及び主要な眺望点の分布状況は、表3.1.6-1及び図3.1.6-1に示すとおりである。

景観資源としては、「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として取り上げられている羅城門橋、大池（勝間田池）、秋篠川堤防及び奈良県指定史跡である郡山城跡の４地点があげられる。また、主要な眺望点としては、５地点があげられる。

なお、対象事業実施想定区域を含む周辺の地域は、主に農耕地及び市街地によって構成されている。

表3.1.6-1　景観資源と主要な眺望点の状況

区分	名　称	概　要
景観資源	No.1　羅城門橋	「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として、北方向の朱雀門、大極殿が主要な視対象として取り上げられている。対象事業実施想定区域は本地点の北側、約0.8kmに位置する。
	No.2　郡山城跡	郡山城跡は奈良県指定の史跡であり、城跡と奈良盆地が眺望できる郡山城天守台付近は奈良県景観資産に指定されている。対象事業実施想定区域は本地点の北東側、約1.6kmに位置する。
	No.3　大池（勝間田池）	「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として、北東方向の薬師寺三重塔、東大寺大仏殿が主要な視対象として取り上げられている。対象事業実施想定区域は本地点の東南東側、約1.2～1.5kmに位置する。
	No.4　秋篠川堤防	「奈良市眺望景観保全活用計画」において、奈良らしい眺望景観として、北西方向の薬師寺金堂、薬師寺三重塔が主要な視対象として取り上げられている。また、堤防には奈良・西の京・斑鳩自転車道が整備されている。対象事業実施想定区域は本地点の東南東側、約0.4kmに位置する。
主な眺望点	No.5　奈良市西ノ京地区（近隣住宅地）	対象事業実施想定区域の北側、約0.4kmに位置する住宅地であり、その東側には県立朱雀高校が立地する。
	No.6　奈良市柏木地区（近隣住宅地）	対象事業実施想定区域の北東側、約0.1kmに位置する最寄りの住宅地である。
	No.7　国道24号八条高架橋	対象事業実施想定区域の東側、約0.4kmを南北に通る幹線道路である。
	No.8　大和郡山市九条スポーツセンターグラウンド	対象事業実施想定区域の南側、約0.3kmに位置し、多くの人が集まるスポーツセンターグラウンドである。その西側には大和郡山市清掃センター（ごみ焼却施設、ペットボトルリサイクル施設）が立地し、さらに、その西側にスポーツセンター屋内施設、公園などが立地する。
	No.9　奈良市五条地区唐招提寺駐車場	対象事業実施想定区域の北北西側、約1.3kmに位置する唐招提寺の南端に接する駐車場である。

注：対象事業実施想定区域との距離は、それぞれの地点からの最短距離を示す。

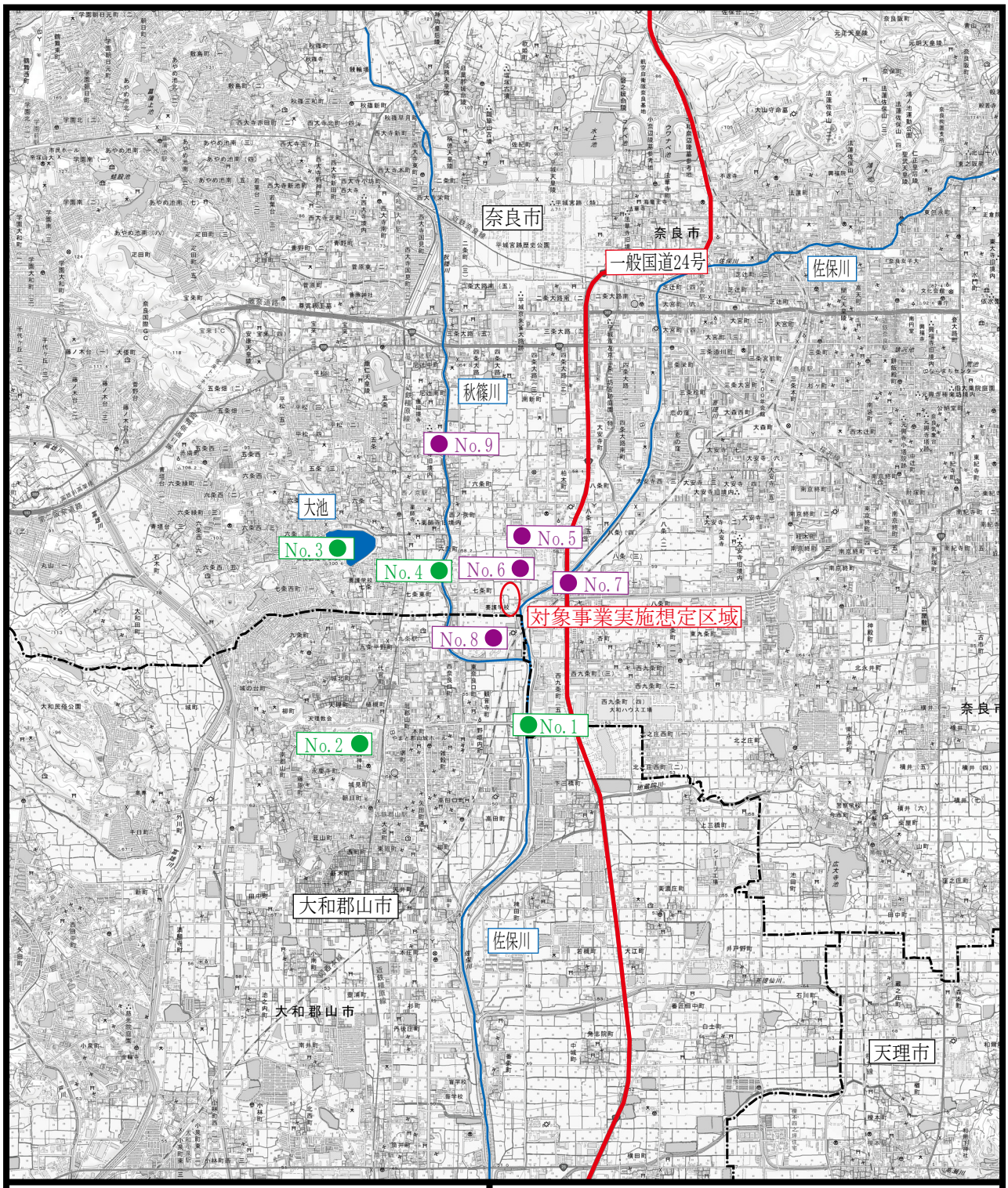

図3.1.6-1　景観資源及び主な眺望点

2)　人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施想定区域を含む周辺の地域における主な触れ合い利用施設等の分布状況は、表3.1.6-2及び図3.1.6-2に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、奈良市、大和郡山市の市境に位置し、農耕地及び市街地に囲まれていることから、自然との触れ合いの活動の場は多くない。

表3.1.6-2　　人と自然との触れ合いの活動の場の名称・概要

名　称	概　要
No.1　奈良・西の京・斑鳩自転車道 （奈良県道266号）	秋篠川の堤防に整備されている自転車道である。対象事業実施想定区域は本地点の東南東側、約0.4kmに位置する。
No.2　大和郡山市 九条スポーツセンターグラウンド	対象事業実施想定区域の南側、約0.3kmに位置し、多くの人が集まるスポーツセンターグラウンドである。その西側には大和郡山市清掃センター（ごみ焼却施設、ペットボトルリサイクル施設）が立地し、さらに、その西側にスポーツセンター屋内施設、公園などが立地する。

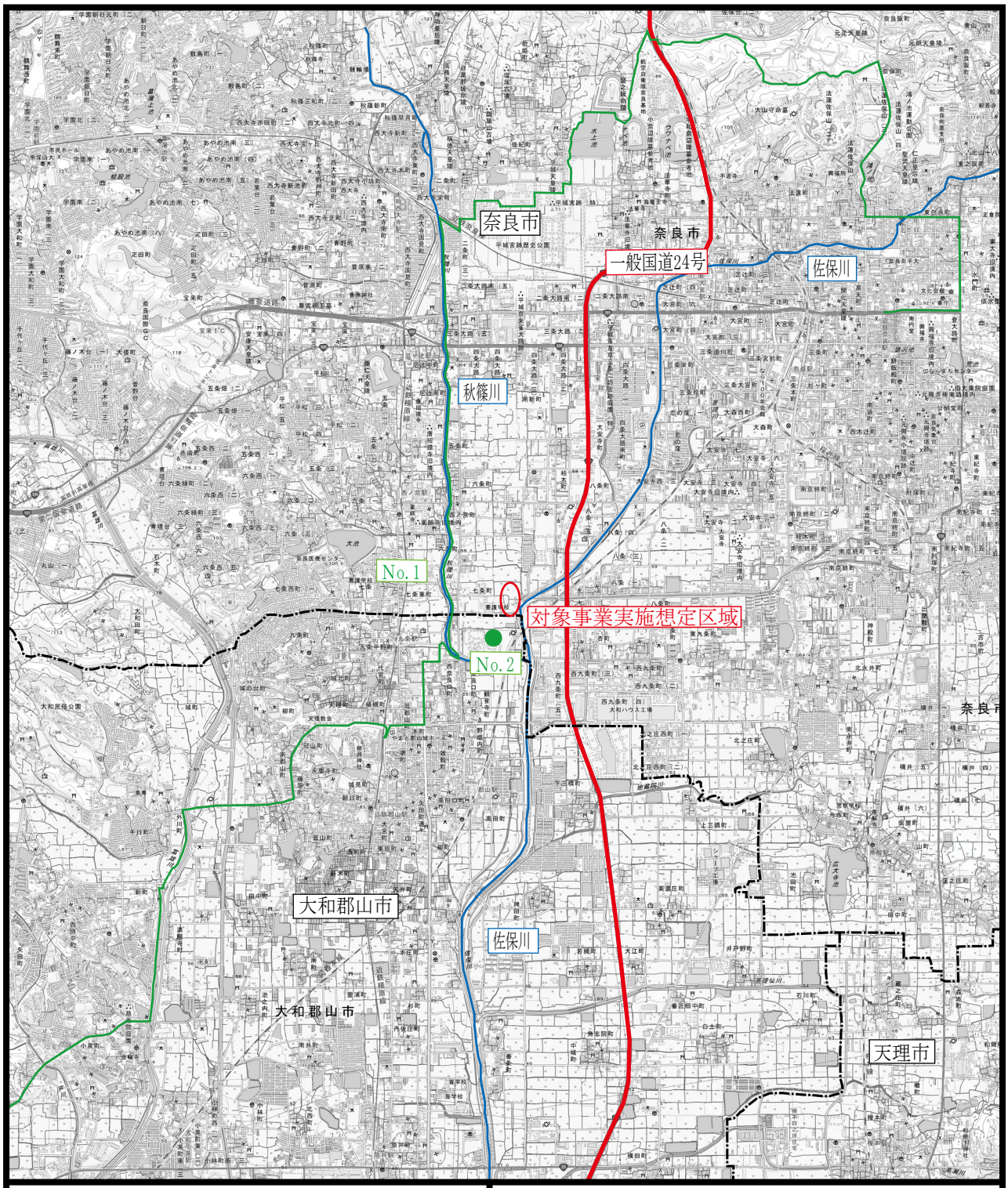

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

：人と自然との触れ合い活動の場

：主要道路（国道）

：河川

出典：「国土地理院」電子地形図25000

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図3.1.6-2　触れ合い利用施設

3)　人と文化遺産との触れ合いの状況

奈良市及び大和郡山市の文化遺産としては、重要文化財、史跡、名勝及び天然記念物等が表 3.1.6-3 に示すとおり指定・選定・登録されており、奈良市では、国指定・選定・登録が 764 件、県指定が 150 件、市指定が 154 件、大和郡山市では、国指定・登録が 50 件、県指定が 34 件、市指定が 46 件ある。

また、対象事業実施想定区域周辺の世界遺産としては、対象事業実施想定区域から北西側約 1.0km に薬師寺、北北西側約 1.6km に唐招提寺、北側約 3km に平城宮跡、東北東側約 3.9km に元興寺、北東側約 4.2km に興福寺がある。

対象事業実施想定区域周辺の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）を図 3.1.6-3 に示す。「奈良県遺跡地図 Web」(奈良県ホームページ)によると、奈良市市街地の大部分と大和郡山市北端部については、奈良時代の都城跡である平城京跡に該当しており、対象事業実施想定区域については平城京右京七条・八条一坊にあたる。

周辺には奈良時代の社寺跡である薬師寺跡・惣亳寺跡、市跡に想定されている西市跡、平城京の正面玄関である羅城門跡などがある。また近世城郭である郡山城のほか、飛鳥時代の社寺跡である観音寺跡、弥生時代～古墳時代の集落跡である杏遺跡や遺物散布地など奈良時代以前の遺跡も点在している。

表 3.1.6-3　奈良市及び大和郡山市の指定文化財等

件名 / 市町村名	指定区分	重要文化財（含国宝）			有形文化財			特別史跡	特別名勝	特別天然記念物	史跡	名勝	天然記念物	重要無形文化財	重要無形民俗文化財	重要有形民俗文化財	無形文化財	無形民俗文化財	有形民俗文化財	選定保存技術	登録有形文化財	
		建造物		美術工芸品	建造物		美術工芸品														建造物	美術工芸
		件数	棟数		件数	棟数																
奈良市	国	104	163	507	－	－	－	2	1	1	27	7	5	1	3	2	－	－	－	3	103	2
大和郡山市	国	9	19	23	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	1	－	－	－	－	15	－
奈良市	県	－	－	－	41	80	84	－	－	－	5	－	6	－	－	－	1	10	3	－	－	－
大和郡山市	県	－	－	－	15	18	13	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－
奈良市	市	－	－	－	28	33	95	－	－	－	8	－	13	－	－	－	－	3	7	－	－	－
大和郡山市	市	－	－	－	3	2	38	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注：重要文化財及び史跡名勝天然記念物の件数には、国宝及び特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

令和2年4月1日現在

出典：奈良県ホームページ

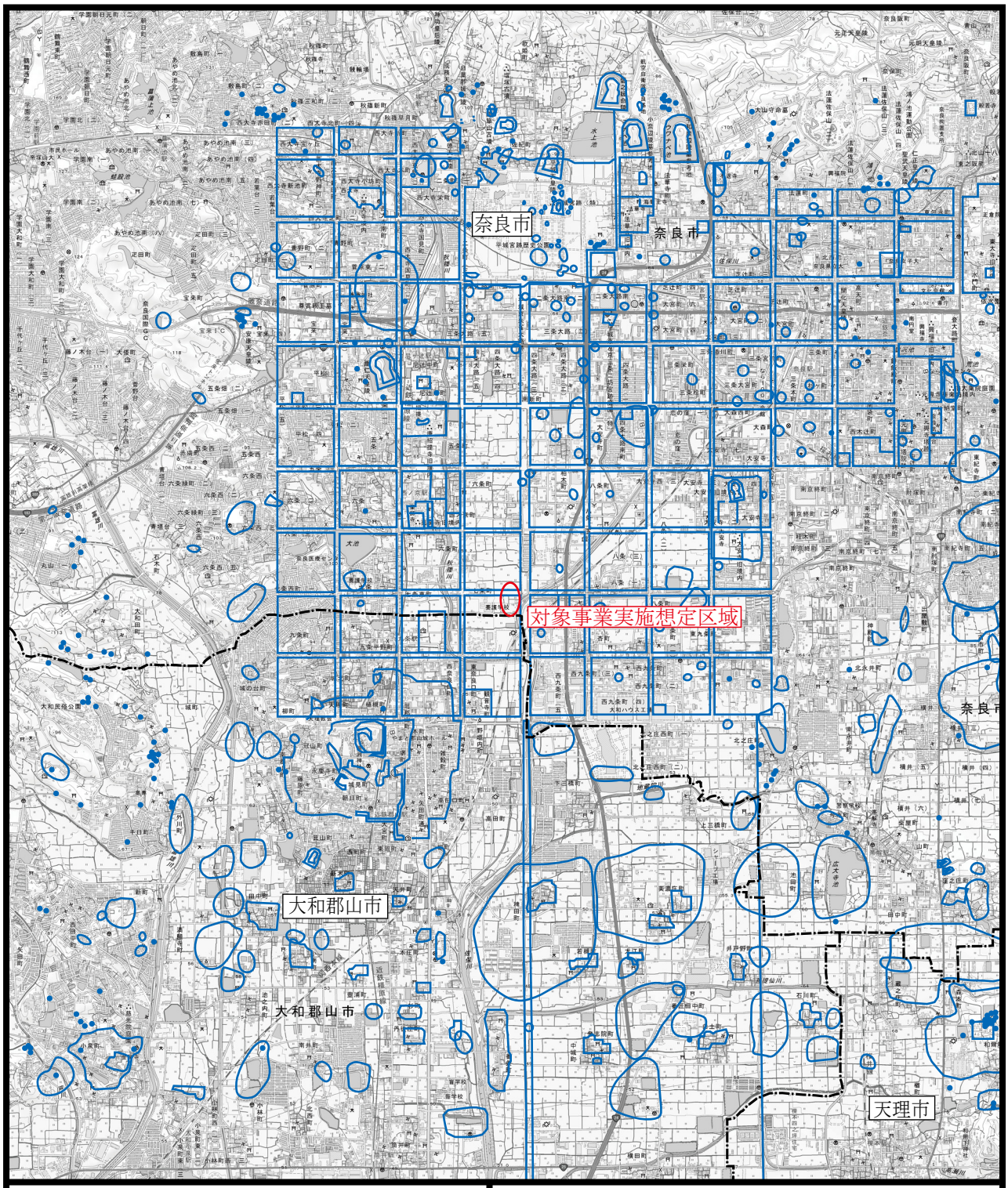

凡例

：対象事業実施想定区域

：市界

：遺跡

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

出典：環境アセスメントデータベース（EADAS）
「国土地理院」電子地形図25000

図3.1.6-3　対象事業実施想定区域周辺の遺跡